

令和6年度

補助金・助成金事業一覧 (個人・自治会・市民活動団体用)



長門市市民協働イメージキャラクター
「わっちゃん」



長 門 市

(発行：市民活動推進課)

本冊子の利用に当たって

本冊子は、個人・自治会・市民活動団体の皆さまの活動を後押しするために、主に市が実施している補助金・助成金などの支援策の一覧を載せております。

なお、掲載している内容は、発行時時点の施策の“概要”であり、令和6年度の予算については限りがありますので、実際の施策利用にあたっては、各頁の「問い合わせ先」へ詳細をご確認ください。

本冊子の補助制度や支援策をご活用頂き、「住みたい、住み続けたい、魅力的なまち」に向けた取組を進めて頂けると幸いです。

令和6年4月

目次

1. 総合(多分野にまたがるもの、広くまちづくりに関わるもの)

[illegible]

2. 健康・福祉

番号	事業名	問い合わせ先	ページ
15	予防接種費用助成金交付事業	健康増進課	10
16	すこやか予防接種事業	健康増進課	10
17	妊産婦・乳児等健康診断費助成金交付事業	健康増進課	10
18	風しん予防接種費用助成金交付事業	健康増進課	11
19	一般不妊治療費助成事業	健康増進課	11
20	未熟児養育医療給付事業	健康増進課	12
21	新生児聴覚検査費助成金交付事業	健康増進課	12
22	ハイリスク妊婦助成事業	健康増進課	12
23	マタニティケア事業	子育て支援課	13
24	産前産後ケアヘルパー派遣事業	子育て支援課	13
25	家族介護用品支給事業	高齢福祉課	14
26	家族介護見舞金支給事業	高齢福祉課	14
27	長門市老人クラブ助成事業	高齢福祉課	15
28	健幸支え合いサービス事業補助金	高齢福祉課	15
29	認知症高齢者家族等支援事業(GPS)	高齢福祉課	16
30	高齢者地域福祉推進事業	高齢福祉課	16
31	敬老会事業交付金交付事業	高齢福祉課	17
32	高齢者等福祉タクシー助成事業(要介護1～5認定者対象)	高齢福祉課	17
33	認知症カフェ運営事業費補助金	高齢福祉課	18
34	小災害見舞金及び弔慰金支給事業	地域福祉課	18
35	日常生活用具給付事業	地域福祉課	19
36	障害児福祉手当	地域福祉課	19
37	特別障害者手当	地域福祉課	19
38	重度心身障害者医療費助成事業	地域福祉課	20
39	重度障害者福祉手当	地域福祉課	20
40	自動車運転免許取得助成事業	地域福祉課	21
41	自動車改造助成事業	地域福祉課	21
42	山口県南方地域戦没者「防長英霊の塔」慰霊祭参列遺族旅費補助金交付事業	地域福祉課	22
43	災害弔慰金の支給事業	地域福祉課	22
44	心身障害者等福祉タクシー助成事業	地域福祉課	23

45	人工内耳装用者(児)に対する電池購入費及び体外装置購入費 助成金交付事業	地域福祉課	23
46	軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業	地域福祉課	24
47	はり、きゅう施術費助成事業	総合窓口課	24
48	長門市国民健康保険はり、きゅう事業	総合窓口課	25

3. 子育て・青少年

番号	事業名	問い合わせ先	ページ
49	子ども医療費助成	子育て支援課	26
50	ひとり親家庭医療費助成	子育て支援課	26
51	乳幼児医療費助成	子育て支援課	27
52	多子世帯保育料等助成	子育て支援課	27
53	副食費助成	子育て支援課	28
54	自立支援教育訓練給付金	子育て支援課	28
55	高等学校生徒通学費補助金	子育て支援課	29
56	保育園通園費補助金	子育て支援課	29
57	児童手当給付金	子育て支援課	30
58	児童扶養手当給付金	子育て支援課	30
59	高等職業訓練促進給付金	子育て支援課	31
60	高等職業訓練終了支援給付金	子育て支援課	31
61	母親クラブ活動費補助金交付事業	子育て支援課	32
62	ファミリーサポートセンター利用助成	子育て支援課	32
63	施設等利用給付事業	子育て支援課	32
64	入学エール給付金事業	子育て支援課	33
65	すくすく赤ちゃん応援券支給事業	子育て支援課	33
66	就学援助事業	学校教育課	34
67	特別支援教育就学奨励費支給事業	学校教育課	34
68	通学費補助金	教育総務課	35
69	スクールバス待合所の整備に係る原材料支給事業	教育総務課	35
70	小中学校給食費無償化事業	教育総務課	35
71	長門市家庭での通信環境整備費補助金	教育総務課	36
72	修学旅行費補助事業	教育総務課	36
73	出産・子育て応援事業	健康増進課	37

4. 環境

[illegible]

5. 地域安全

[illegible]

6. 芸能文化・スポーツ

[illegible]

7. 1次産業

[illegible]

No1	コミュニティ創出支援事業補助金		
対象団体	以下のすべてを満たす団体 (1) 主たる事務所が長門市内にある団体 (2) 5人以上の構成員で組織され、かつ、過半数が市内に在住又は在勤している団体 (3) 組織の運営に関する会則等の定めがある団体 (4) 事業計画及び事業報告並びに予算及び決算を書類により示すことができる団体 (5) 1年以上継続して活動を行っている団体、又は行うと見込まれる団体 (6) 政治、宗教又は思想等の活動を目的としない団体 (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に定める暴力団又はその構成員の統制下でない団体		
内容・対象事業	市民活動団体が市内において主体的に行う公益性の高い事業であり、地域のコミュニティの推進及び活性化を図るため、自主的かつ主体的に企画立案し実施するものであって、かつ、他の団体と協力・連携することで、さらなる事業の発展を見込むことができる事業および特定非営利活動団体法人(NPO法人)設立にかかる事業に補助金を交付します。		
助成金額	(一般助成)上限 30 万円 ※10万円までは(10/10)、10 万円を超える額については(2/3) (NPO 法人設立)上限 10 万円		
募集時期・応募方法	令和 6 年 4 月上旬～随時(予算の限度内)		
助成元	長門市		
問い合わせ先	長門市 市民活動推進課 市民活動支援センター TEL:0837-23-1185 / FAX:0837-22-9077 Mail: kyodo2@city.nagato.lg.jp	11 住み続けられるまちづくりを 	17 パートナースhipで目標を達成しよう 

No2	集落機能再生補助金		
対象	地域づくり協議会		
内容・対象事業	地域の身近な課題を自主的に解決するとともに、地域の特性に応じた魅力あるまちづくりを推進するために地域づくり協議会が行う事業		
助成金額	【設立補助金】 地域づくり協議会設立に対する補助金 10万円(初年度のみ) 【モデル事業補助金】 地域づくり協議会の事業に対する補助金 50万円(設立から10年目まで) 【運営事業】 地域づくり協議会の運営に対する補助金 11・12年目40万円 13年目から30万円 【拡充事業補助金】 地域づくり協議会が当該年度に実施する新たに取り組む事業又は既存の活動を拡充する事業への補助金 50万円		
募集時期・応募方法	随時		
審査方法	書類審査		
助成元	長門市		
問い合わせ先	長門市 市民活動推進課 活動推進班 TEL:0837-23-1172 / FAX:0837-22-9077 Mail: kyodo2@city.nagato.lg.jp	11 住み続けられるまちづくりを 	17 パートナースhipで目標を達成しよう 

No3	宝くじの社会貢献広報事業(コミュニティ助成事業) ①一般コミュニティ助成事業	
対象	市が認める自治会、まちづくり協議会等のコミュニティ組織	
内容・対象事業	住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等(机、椅子、エアコン整備等の備品購入可建築物、消耗品を除く)の整備に関する事業	
助成金額	100万円から250万円まで/件	
募集時期・応募方法	市から山口県を經由して、自治総合センターに提出(9月頃に、翌年度実施分申請)	
審査方法	書類審査	
助成元	一般財団法人 自治総合センター	
問い合わせ先	長門市 市民活動推進課 活動推進班 TEL:0837-23-1172 / FAX:0837-22-9077 Mail: kyodo2@city.nagato.lg.jp	17 パートナシップで 目標を達成しよう 

No4	宝くじの社会貢献広報事業(コミュニティ助成事業) ②コミュニティセンター助成事業	
対象	市が認める自治会、まちづくり協議会等のコミュニティ組織	
内容・対象事業	住民が自主的に行うコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設(コミュニティセンター・自治会集会所等)の建設又は大規模改修、及びその施設に必要な備品の整備に関する事業。	
助成金額	対象となる事業費の5分の3以内に相当する額(上限1,500万円)	
募集時期・応募方法	市から山口県を經由して、自治総合センターに提出(9月頃に、翌年度実施分申請)	
審査方法	書類審査	
助成元	一般財団法人 自治総合センター	
問い合わせ先	長門市 市民活動推進課 活動推進班 TEL:0837-23-1172 / FAX:0837-22-9077 Mail: kyodo2@city.nagato.lg.jp	17 パートナシップで 目標を達成しよう 

No5	地区集会所建設等の助成事業	
対象	市が認める自治会等の地縁組織	
内容・対象事業	地区住民が自発的な活動を推進し、行政の伸展に寄与するために必要な地区集会所を建設し、又は補修する場合の資金の一部を助成する ※補修、改造の場合、建築後10年以上経過していること、5年以内に本制度を活用していないこと	
助成金額	・新築 補助率 2/5 上限 400 万円 ・補修、改造 補助率 2/5 上限 100 万円(補助対象 20 万円を超える部分)	
募集時期・応募方法	8月末頃、翌年度実施について各自治会へ案内	
審査方法	書類審査	
助成元	長門市	
問い合わせ先	長門市 市民活動推進課 活動推進班 TEL:0837-23-1172 / FAX:0837-22-9077 Mail: kyodo2@city.nagato.lg.jp	11 住み続けられる まちづくりを  17 パートナシップで 目標を達成しよう 

No6	移住支援金交付事業
対象	申請日から5年以上継続して長門市に居住する意思をもって転入する方で、以下の要件を満たす方【移住元要件】すべてに該当すること (1) 転入する直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区又は東京圏の状況不利地域以外に在住し、東京23区へ通勤をしていた方 (2) 転入する直前までに、連続して1年以上、東京23区又は東京圏の状況不利地域以外に在住し、東京23区へ通勤していた方 【移住先要件】いずれかに該当すること (1) 長門市に転入したこと (2) 申請時において、転入後1年以内であること 【就業に関する要件】すべてに該当すること (1) 勤務地が山口県内であること (2) 就業先が、山口県が運営する「やまぐち移住就業マッチングサイト」に掲載されている求人であること (3) 就業者から3親等以内の親族が経営を担う職務を務めている法人でないこと (4) 週20時間以上の無期雇用計画に基づいて就業していること (5) 求人への応募日が、「やまぐち移住就業マッチングサイト」に移住支援金の対象として掲載された日以降であること (6) 移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること (7) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規雇用であること 【テレワークに関する要件】すべてに該当すること (1) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと (2) デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業から当該移住者に資金提供されていないこと 【関係人口に関する要件】 本市及び関係団体が実施する移住や交流に関するイベントに複数回参加していること 【創業に関する要件】すべてに該当すること (1) やまぐち創業補助金(公益財団法人やまぐち産業振興財団)の交付決定を受けていること (2) 上記補助金の交付決定を受けてから1年以内であること 【その他の要件】 (1) 世帯の構成員に暴力団等の反社会的勢力の構成員、関係者がいないこと (2) 日本人であること、又は外国人であって永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること (3) 市税を滞納していないこと(世帯員全員) (4) 過去に同様の交付金(他市町村分含む)を受けた者がいないこと(世帯員全員) (5) 補助対象者を含め、東京圏において同一世帯に属し、申請時も同様であること (6) 補助対象者を含めた世帯員が、いずれも申請の際、転入後1年以内であること (7) 支援金の対象として、市が不適当と認めたものでないこと
内容・対象事業	東京圏からの移住・定住の促進を図り、中小企業等における人手不足の解消を図るため山口県と共同して移住支援事業を行う
助成金額	単身世帯 60万円 / 2人以上世帯 100万円 ※18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者1人につき100万円を加算
募集時期・応募方法	随時
審査方法	書類審査
助成元	長門市
問い合わせ先	長門市 企画政策課 政策調整班 TEL:0837-23-1229 / FAX:0837-22-5358 Mail: chousei@city.nagato.lg.jp



No7	ながと創生テレワーク移住支援金
対象	申請日から 5 年以上継続して長門市に居住する意思をもってテレワーク移住する方で、以下の要件を満たす方 【移住元要件】すべてに該当すること (1) 転入する直前の 10 年間のうち、通算 5 年以上、東京圏、愛知県、京都府、大阪府及び兵庫県に在住していたこと。 (2) 転入する直前に、連続して 1 年以上、東京圏、愛知県、京都府、大阪府及び兵庫県に在住していたこと。 【移住先要件】すべてに該当すること (1) 令和 5 年 4 月 1 日以降に転入したこと。 (2) 移住支援金の申請時において、転入後 1 年以内であること (3) 本市に、移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して居住する意思を有していること 【その他の要件】すべてに該当すること (1) 暴力団員等でない者 (2) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること (3) 市税の滞納がないこと 【テレワークに関する要件】 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと
内容・対象事業	テレワーク等の「働き方の新しいスタイル」が普及し、若い世代を中心に地方移住への関心が高まっていることから、「転職なき移住」の実現に向けた「地方創生テレワーク」の推進を図るため、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、及び兵庫県からテレワーク移住した者に、山口県と協働してながと創生テレワーク移住支援金を交付する
助成金額	単身世帯 30 万円 / 2 人以上世帯 50 万円 ※18 歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は 18 歳未満の者 1 人につき 50 万円を加算
募集時期・応募方法	随時
審査方法	書類審査
助成元	長門市
問い合わせ先	長門市 企画政策課 政策調整班 TEL:0837-23-1229 / FAX:0837-22-5358 Mail: chosei@city.nagato.lg.jp



No8	ながと暮らし応援移住支援金
対象	以下の要件をすべて満たした世帯に交付する。 【世帯要件】 (1) 令和5年4月1日以降に転入した移住者で構成される若者世帯または子育て世帯 (2) 長門市空き家活用事業を利用して住宅を購入または賃借した世帯 (3) 3親等以内の親族以外の者が所有する住宅を購入または賃借した世帯 (4) 業務(職務)命令や進学等による一時的な転入でない世帯 (5) 他の移住支援金の交付を受けていない世帯 (6) 世帯員全員が市税を滞納していない世帯 (7) 暴力団員等を含まない世帯 ※移住者: 転入日より前の過去5年間本市の住民基本台帳に記録がなく、定住の意思をもって転入した者 ※若者世帯: 転入日が属する年度の4月1日において、40歳未満の者で構成する世帯、または40歳未満の者が40歳以上の市町村民税非課税である者と同居する世帯 ※子育て世帯: 0歳から義務教育課程にある子及びその子どもを養育する者で構成する世帯(養育する者の年齢は問わない)
内容・対象事業	長門市への移住・定住を促進するため、空き家活用事業を利用して、長門市に移住した子育て世帯及び若者世帯に対し、住居取得や安心して子育てができる環境整備の支援を行うため、支援金を交付する。
助成金額	単身で賃貸住宅を賃借し移住した場合 50,000 円 単身で住宅を購入し移住した場合 100,000 円 子育て世帯または若者世帯が賃貸住宅を賃借し移住した場合 100,000 円 ※子ども1人につき 50,000 円加算(上限 150,000 円) 子育て世帯または若者世帯が住宅を購入し移住した場合 200,000 円 ※子ども1人につき 100,000 円加算(上限 300,000 円)
募集時期・応募方法	随時
審査方法	書類審査
助成元	長門市
問い合わせ先	長門市 企画政策課 政策調整班 TEL: 0837-23-1229 / FAX: 0837-22-5358 Mail: chosei@city.nagato.lg.jp



No9	空き家活用事業成約報奨金
対象	以下の要件をすべて満たした者に交付する。 【対象要件】 (1) 該当物件の所有者、または所有者の相続人代表者、納税管理人、空き家の管理者のいずれかであること (2) 令和5年4月1日以降に長門市空き家活用事業を利用して該当物件の売買または賃貸借が成約し、移住したこと (3) 該当物件について、一般社団法人山口県宅建協会萩支部に加盟する市内の宅建事業者を介して、売買または賃貸借契約を締結したこと (4) 売買または賃貸借契約を締結した相手が3親等以内の親族でないこと (5) 市税を滞納していない者であること (6) 暴力団員等でない者であること
内容・対象事業	空き家活用事業に基づき、空き家の登録促進と適正な契約を推進するため、空き家活用事業を通じて成約し移住に至った場合、その所有者等に報奨金を交付する
助成金額	100,000 円(1 物件につき 1 回限り)
募集時期・応募方法	随時
審査方法	書類審査
助成元	長門市
問い合わせ先	長門市 企画政策課 政策調整班 TEL:0837-23-1229 / FAX:0837-22-5358 Mail:chosei@city.nagato.lg.jp



No10	長門市空き家リフォーム等助成事業補助金
対象	以下の(1)または(2)に該当する方 (1) 空き家の所有者又はその相続人代表者(家財処分業務のみを行う場合に限る。) (2) 次のアからオまでのすべての要件に該当する方 ア 空き家バンク利用(空き家の取得又は賃借をいう。)の契約日から1年以内の方 イ 長門市に定住する意思のある方 ウ 市内に住所を有する者又は第11条に規定する完了報告までに市内に転入する方 エ 空き家の所有者の3親等以内の親族でない方 オ 補助の対象となる空き家リフォーム工事及び家財処分業務について、市で実施している他の補助等を受けていない方 なお、上記該当者であっても、市税等を滞納している者又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員である方は、補助対象者とししない。
内容・対象事業	長門市空き家活用事業により登録された空き家を利用するために行う、空き家の改修工事及び空き家内の不用家財の処分業務に係る経費に対して補助金を交付する。 ◎空き家の改修工事(要する経費が10万円以上(消費税を除く。)のもの) (1) 老朽化、災害等による住宅の修繕及び補修のための工事 (2) 住宅の模様替えのための工事 (3) 生活環境の向上を目的とした新たな設備設置のための工事 (4) その他市長が必要と認めるもの ◎家財処分業務 (1) 空き家内にある家財の処分に関する業務 (2) その他市長が必要と認めるもの
助成金額	【空き家の改修工事】 上限50万円(工事費の2割以内) ※15歳未満の者がいる世帯は、上限75万円(工事費3割以内) 【家財処分業務】 上限10万円(100分の100に相当する金額)
募集時期・応募方法	随時
審査方法	書類審査
助成元	長門市
問い合わせ先	長門市 企画政策課 政策調整班 TEL:0837-23-1229 / FAX:0837-22-5358 Mail:chosei@city.nagato.lg.jp



No11	医療・福祉系人材確保事業		
対象	以下のいずれにも該当する方 (1)大学等を卒業後、令和4年4月1日以降に市内の医療、福祉分野の事業所に専門的職業(※)として就業し、引き続きその業務に従事する意思を有している方 (2)初回申請年度の10月1日以前から定住を開始し、引き続き定住する意思を有する方 (3)初回申請年度の10月1日において、奨学金の返還を行っている方で、かつ滞納していない方 (4)返還における他の公的支援を受けていない方 (5)市税を滞納していない方 (6)長門市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員でない方 ※専門的職業の例 医師、歯科医師、保育士、幼稚園教諭、保健師、助産師、看護師、准看護師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、視能訓練士、言語聴覚士、臨床工学技士、管理栄養士、歯科衛生士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士 など		
内容・対象事業	本市の将来を支える専門人材の確保と若者の市内定着を図るため、大学等を卒業後に市内で医療、福祉分野の専門的職業として就業する方で、本市に定住し、奨学金の返還を行う方に補助金を交付する		
助成金額	<補助金の額>前年度の10月1日から当該年度の9月30日までの奨学金の返還金相当額又は18万円のいずれか低い額、1月あたり15,000円を上限とする。 <補助対象期間>要件を満たした月から最大で5年間または39歳に到達した年度の3月までのいずれか短い期間 <補助金の総額>奨学金借入総額の1/2または90万円のどちらか低い方の額		
募集時期・応募方法	令和6年10月頃		
審査方法	書類審査		
助成元	長門市		
問い合わせ先	長門市 企画政策課 政策調整班 TEL:0837-23-1229 / FAX:0837-22-5358 Mail:chosei@city.nagato.lg.jp	3 すべての人に健康と福祉を 	11 住み続けられるまちづくりを 

No12	住まい快適リフォーム助成事業		
対象	市内に住所を有する者で、下記の要件を満たす方 ・市内にある築5年を経過している自己所有の住宅で、本人又は3親等以内の親族が1年以上居住している住宅をリフォームする方 ・市税等の滞納をしていない方 ・補助対象工事において、他の補助を受けていないこと		
内容・対象事業	・リフォーム工事に要する費用が10万円以上(他の要件あり ※要確認) ※断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業(先進的窓リノベ2024事業)との併用はできません。		
助成金額	補助対象経費の1/5 限度額10万円 (長門市産木材利用で最大10万円加算 ※要確認) (3年以上、三世代同居世帯で最大10万円加算 ※要確認) (断熱リフォーム工事で最大10万円加算 ※要確認)		
募集時期・応募方法	4月上旬から募集開始(予算がなくなり次第終了)		
審査方法	書類審査		
助成元	長門市		
問い合わせ先	長門市 建築住宅課 住宅班 TEL:0837-23-1186 / FAX:0837-22-5155 Mail:jutaku@city.nagato.lg.jp	11 住み続けられるまちづくりを 	

No13	創業支援事業費補助金交付事業
対象	以下の全ての要件を満たす方 (1) 交付申請日において、本市の住民基本台帳に登録されている者又は移住者である者 (2) 市税を滞納していない方 (3) 許認可等が必要な業種の場合、既に当該許認可等を受けている方 (4) 市から運営費相当の補助金が交付されている団体、市の指定管理を主たる業務とする団体、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する方でないこと (5) 補助金の交付申請日において、創業の日より2年を経過していない者 (6) 当該事業所において3年以上事業を継続して行う予定である者 (7) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）に基づく特定創業支援事業のうち、長門商工会議所が開催する起業セミナー（以下、「ながと起業塾」）を受講し、修了したもの又は、交付申請日から実績報告日までの間に修了することが確実に認められる者 (8) 開業にかかる資金調達について、実績報告日までに金融機関から事業性融資を受ける者
内容・対象事業	創業に要する事業で、認定支援機関の支援を受け創業計画書を作成し、金融機関からの資金調達が見込まれる事業で、補助金を交付することが不適当と認められる事業を除きます。
助成金額	開業資金(1年目) 通常:補助率 1/3 以内 上限 100 万円 移住者加算:補助率 1/2 以内 上限 150 万円 指定区域加算:補助率 1/2 以内 上限 150 万円 移住者+指定区域加算:補助率 1/2 以内 上限 200 万円 運転資金(2・3年目) 補助率 1/2 上限 30 万円
募集時期・応募方法	随時
審査方法	書類審査
助成元	長門市
問い合わせ先	長門市 産業政策課 商工振興班 TEL:0837-23-1136 / FAX:0837-22-8458 Mail: shoko_bussan@city.nagato.lg.jp 8 働きがいも経済成長も 9 産業と技術革新の基盤をつくろう

No14	観光客誘致促進事業補助金
対象	観光や地域づくりを行う関連団体等
内容・対象事業	本市への観光客の誘致の促進及び交流人口の拡大を図るために行う事業(集客イベント)に対し、費用の一部を補助する。
助成金額	補助対象経費に2分の1を乗じた額と集客・参加人数に応じて定めた上限額を比較し、どちらか低い方の額
募集時期・応募方法	4月1日(月)～4月30日(火)
審査方法	書類審査
助成元	長門市
問い合わせ先	長門市 観光政策課 観光振興班 TEL:0837-23-1196 / FAX:0837-22-6487 Mail: kanko.s@city.nagato.lg.jp 11 住み続けられるまちづくりを

No15	予防接種費用助成金交付事業		
対象	予防接種を受ける当日に市内に在住し、次に該当する方の保護者 (1) 疾病等のため、委託医療機関で接種することが困難な方 (2) 県外に滞在し、委託医療機関で接種することが困難な方 など		
内容・対象事業	以下の子どもの予防接種費用を助成 五種混合、四種混合、二種混合、麻しん・風しん、水痘、日本脳炎、BCG、Hib、小児肺炎球菌、HPV、B型肝炎、ロタウイルス		
助成金額	予防接種の費用(市が委託している予防接種ごとの単価を上限とする)		
募集時期・応募方法	随時		
審査方法	書類審査		
助成元	長門市		
問い合わせ先	長門市 健康増進課 TEL:0837-23-1132 / FAX:0837-23-1168 Mail: kenkosuishin@city.nagato.lg.jp	 1 貧困をなくそう	 3 すべての人に健康と福祉を



No16	すこやか予防接種事業		
対象	予防接種を受ける当日に市内に在住し、過去におたふくかぜにかかったことが無い方で以下の要件に該当する方のうち、契約外医療機関で接種された方の保護者 ① 1歳児 ② 小学校就学前の1年間(年長)		
内容・対象事業	乳幼児へのおたふくかぜの予防接種に係る経済的負担を軽減し、疾病の発生予防及び重症化の防止、流行の予防を図る		
助成金額	①・② 接種費用の内 2,700円(各1回のみ 接種費用が2,700円未満の場合、その金額)		
募集時期・応募方法	接種後申請		
審査方法	書類審査		
助成元	長門市		
問い合わせ先	長門市 健康増進課 TEL:0837-23-1132 / FAX:0837-23-1168 Mail: kenkosuishin@city.nagato.lg.jp	 1 貧困をなくそう	 3 すべての人に健康と福祉を



No17	妊産婦・乳児等健康診断費助成金交付事業		
対象	市内に住所を有する妊産婦又は乳児等が、契約外医療機関で健診を受診した妊産婦又は乳児等の保護者の方		
内容・対象事業	規定に基づく妊産婦・乳児等の健康診査について、市と委託契約を締結していない医療機関で受診をした際の費用を助成する		
助成金額	規定の範囲内で助成する		
募集時期・応募方法	随時		
審査方法	書類審査		
助成元	長門市		
問い合わせ先	長門市 健康増進課 TEL:0837-23-1132 / FAX:0837-23-1168 Mail: kenkosuishin@city.nagato.lg.jp	 1 貧困をなくそう	 3 すべての人に健康と福祉を



No18	風しん予防接種費用助成金交付事業		
対象	予防接種を受ける当日に市内に在住し、下記のいずれかに該当し、風しんの抗体検査の結果で基準に該当する方 (1) 妊娠を希望する女性(妊娠が判明している方を除く) (2) 上記に該当する女性の配偶者(事実上、婚姻関係と同様の事情にある方を含む) (3) 妊娠中の女性の配偶者(事実上、婚姻関係と同様の事情にある方を含む) (4) 抗体価が基準に該当する妊娠中の女性の同居者		
内容・対象事業	風しんに対する免疫を持たない女性の妊娠中の感染を予防することにより、胎児の先天性風しん症候群の発生を予防し、妊婦と胎児の健康を図る		
助成金額	接種費用		
募集時期・応募方法	随時		
審査方法	書類審査		
助成元	長門市		
問い合わせ先	長門市 健康増進課 TEL:0837-23-1132 / FAX:0837-23-1168 Mail: kenkosuishin@city.nagato.lg.jp	 1 貧困をなくそう	 3 すべての人に健康と福祉を



No19	一般不妊治療費助成事業		
対象	市内に住所を有し、医療機関において一般不妊治療を受けている法律上の夫婦であって、下記に該当する方 (1) 夫又は妻が医療保険各法の規定に基づく被保険者、組合員又は被扶養者 (2) 夫及び妻の前年の所得(1月～5月までの申請は前々年所得)が基準以下の夫婦		
内容・対象事業	次世代育成支援の一環として、子どもの生み育てやすい環境づくりを推進するため、治療費の一部を助成することにより経済的負担の軽減を図る(人工授精は除く)		
助成金額	自己負担金(1年度当たり3万円を限度とする。5年を限度として助成。) ※3年目以降は、医師が必要と判断し、2年を超えて一般不妊治療を受けた方に限る。		
募集時期・応募方法	随時・年度ごとに申請		
審査方法	書類審査		
助成元	長門市		
問い合わせ先	長門市 健康増進課 TEL:0837-23-1132 / FAX:0837-23-1168 Mail: kenkosuishin@city.nagato.lg.jp	 1 貧困をなくそう	 3 すべての人に健康と福祉を



No20	未熟児養育医療給付事業		
対象	市内に住所を有する者の子で、身体の発育が未熟なまま生まれた子の保護者		
内容・対象事業	出生時の体重が 2,000g以下または生活力が特に未熟で、医師が入院して養育が必要であると認めた未熟児(1 歳未満)を対象に、養育に必要な医療費の給付により保護者の負担を軽減します。		
支給金額	入院による療育にかかる医療費(医療保険適用部分) ※所得により自己負担ありますが、乳幼児医療費助成が適用できます		
募集時期・応募方法	随時		
審査方法	書類審査		
助成元	長門市		
問い合わせ先	長門市 健康増進課 TEL:0837-23-1132 / FAX:0837-23-1168 Mail:kenkosuishin@city.nagato.lg.jp	1 貧困をなくそう 	3 すべての人に健康と福祉を 
		16 平和と公正をすべての人に 	

No21	新生児聴覚検査費助成金交付事業		
対象	市内に住所を有する者の子で、契約外医療機関で検査を受けた子の保護者		
内容・対象事業	聴覚障害の早期発見・早期治療を図るため、新生児聴覚検査費用を助成する。		
支給金額	5,000 円(検査費用がこれに満たないときは当該検査費用の額)		
募集時期・応募方法	随時		
審査方法	書類審査		
助成元	長門市		
問い合わせ先	長門市 健康増進課 TEL:0837-23-1132 / FAX:0837-23-1168 Mail:kenkosuishin@city.nagato.lg.jp	1 貧困をなくそう 	3 すべての人に健康と福祉を 
		16 平和と公正をすべての人に 	

No22	ハイリスク妊婦助成事業		
対象	市内に住所を有し、医学上の理由等により周産期母子医療センターで出産する必要がある妊婦(ハイリスク妊婦)		
内容・対象事業	安全・安心に出産ができ、適切な医療や保健サービスが受けられるよう、遠方(概ね 60 分以上)の分娩施設で出産する必要があるハイリスク妊婦に対し、移動にかかる交通費及び宿泊費を助成する。		
支給金額	① 交通費:移動に要した費用 ② 宿泊費:宿泊に要した費用 ※規定に定める額を上限とした実費相当額を助成(一部自己負担あり)		
募集時期・応募方法	随時		
審査方法	書類審査		
助成元	長門市		
問い合わせ先	長門市 健康増進課 TEL:0837-23-1132 / FAX:0837-23-1168 Mail:kenkosuishin@city.nagato.lg.jp	1 貧困をなくそう 	3 すべての人に健康と福祉を 
		16 平和と公正をすべての人に 	

No23	マタニティケア事業		
対象	市内に住所を有する以下の状態にある妊婦・産婦 ・心身の不調や育児不安があり、産前・産後の援助が必要で、家族からの援助が受けられない人 ・妊娠届出日から出生後1年までの医療行為が必要でない人		
内容・対象事業	心身の安定と育児不安を解消するため、以下サービスを支援 ① 産前妊婦ショートステイ 助産院や医療機関に宿泊し、心身のケア、生活面の指導、育児指導等のサービスを提供 ② 産後母子ショートステイ 助産院や医療機関に宿泊し、母子のケア、授乳指導、育児相談、育児指導等のサービスを提供		
支給金額	課税世帯は、以下の自己負担あり（多胎児の場合、1人増えるごとに500円加算） ① 産前妊婦ショートステイ 1日1,700円（1泊2日3,400円） ② 産後母子ショートステイ 1日2,200円（1泊2日4,400円）		
募集時期・応募方法	随時		
審査方法	面談・書類審査		
助成元	長門市		
問い合わせ先	長門市 子育て支援課 TEL:0837-27-0077 / FAX:0837-23-1219 Mail:kodomo.katei@city.nagato.lg.jp	 1 貧困をなくそう	 3 すべての人に健康と福祉を



No24	産前産後ケアヘルパー派遣事業		
対象	市内に住所を有する以下の状態にある妊婦・産婦 ・妊娠届出後の妊婦で、体調不良等により家事、育児等に支障があり、他に支援を行う者がいない人 ・産後まもない（概ね1年）母親で、心身の不調等により、子どもの養育に支障があり、昼間に家事、育児を行う者が他にいない人及び、養育支援が必要と認められる人		
内容・対象事業	心身の安定と育児不安を解消するため、ヘルパーにより以下の家事及び育児を支援 ① 家事支援（食事の準備・片付け、衣類の洗濯・補助等、居室等の清掃・整理整頓、生活必需品の買い物、その他必要な家事） ② 育児支援（授乳の準備・介助、おむつ交換、沐浴介助、育児環境整備、兄弟の遊び相手等のお世話、保育園等への送迎補助、その他必要な育児支援） ※1日1回 1回あたり2時間未満（延べ20回以内）		
支給金額	課税世帯は、1回あたり500円の自己負担あり		
募集時期・応募方法	随時		
審査方法	面談・書類審査		
助成元	長門市		
問い合わせ先	長門市 子育て支援課 TEL:0837-27-0077 / FAX:0837-23-1219 Mail:kodomo.katei@city.nagato.lg.jp	 1 貧困をなくそう	 3 すべての人に健康と福祉を



No25	家族介護用品支給事業	
対象者	・在宅のねたきり高齢者等を介護する家族	
内容・対象事業	在宅のねたきり高齢者等を介護する家族に対し、介護用品の支給を行い、家族による介護を援助する 【以下の要件を満たすこと】 ・非課税世帯であること ・要介護4又は要介護5の認定を受けている高齢者を在宅で介護していること ・上記以外で、常時失禁等が認められるねたきり高齢者を在宅で介護していること ・要介護認定を受けていない方であって、前記に相当すると認められる高齢者を在宅で介護していること 【支給品目】 ・紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー等	
助成金額	上限 1ヶ月につき 8,000 円	
募集時期・応募方法	随時	
審査方法	書類審査	
助成元	長門市(介護保険事業特別会計)	
問い合わせ先	長門市 高齢福祉課 地域包括ケア推進室 TEL:0837-23-1244 / FAX:0837-22-3680 Mail:hokatsu@city.nagato.lg.jp	3 すべての人に健康と福祉を 

No26	家族介護見舞金支給事業	
対象者	・基準日(10月1日)に、市内に住所を有し要介護4又は要介護5を受けている方の介護をしている方	
内容・対象事業	【以下の要件を満たすこと】 ・非課税世帯であること ・対象者が、要介護者と同居していること ・在宅介護の日数が、基準日前1年間で180日を超えていると認められるとき	
助成金額	上限 2万円	
募集時期・応募方法	随時	
審査方法	書類審査	
助成元	長門市	
問い合わせ先	長門市 高齢福祉課 高齢福祉班 TEL:0837-23-1157 / FAX:0837-22-3680 Mail:korei-fukushi@city.nagato.lg.jp	3 すべての人に健康と福祉を 

No27	長門市老人クラブ助成事業	
対象	老人クラブ運営基準により運営される老人クラブ 注) 詳細な運営基準は、担当課へお問い合わせください。	
内容・対象事業	団体が行う会員の教養の向上、健康の増進又は地域活動を行うための講師謝礼、図書等購入費、各種資料印刷費、消耗品、消耗機材購入費及び器具借上費など	
助成金額	厚生労働省の定める基準により算定した額	
募集時期・応募方法	5 月末まで	
審査方法	書類審査	
助成元	長門市	
問い合わせ先	長門市 高齢福祉課 高齢福祉班 TEL:0837-23-1157 / FAX:0837-22-3680 Mail: korei-fukushi@city.nagato.lg.jp	3 すべての人に健康と福祉を 11 住み続けられるまちづくりを

No28	健幸支え合いサービス事業補助金	
対象	以下のすべてを満たす団体 (1) 地域の住民や団体が主体となっていること (2) 高齢者が住み慣れた地域で健康に暮らし続けることができるように、地域住民を主体として提供する生活支援サービスを行う団体であること (3) 生活支援体制整備事業における協議体で適当であると認められた団体であること (4) 概ね5名以上の構成員を有すること (5) 概ね週1回以上の活動予定があること	
内容・対象事業	【訪問型サービス B】 要支援者等の居宅において、介護予防を目的として、住民主体が行う生活援助等にかかる必要な経費 【訪問型サービス D】 要支援者等の通いの場等までの送迎を、住民主体の団体が行うためにかかる必要な経費 【通所型サービス B】 要支援者等を中心とし、住民主体の団体が定期的な集いの場づくりを行うためにかかる必要な経費	
助成金額	【訪問型サービス B・通所型サービス B】 上限 84,840 円 【訪問型サービス D】 上限 160,000 円 【立上げ経費】 訪問型サービス B・通所型サービス B: 上限 330,000 円 訪問型サービス D: 上限 100,000 円	
募集時期・応募方法	随時	
審査方法	生活支援体制整備事業における協議体での同意を得た上で、書類審査	
助成元	長門市(介護保険事業特別会計)	
問い合わせ先	長門市 高齢福祉課 地域包括ケア推進室 TEL:0837-23-1244 / FAX:0837-22-3680 Mail: hokatsu@city.nagato.lg.jp	11 住み続けられるまちづくりを

No29	認知症高齢者家族等支援事業(GPS)	
対象者	在宅で生活し、40歳以上で徘徊行動の恐れがある方の家族	
内容・対象事業	・認知症による徘徊の恐れがある高齢者の安全を確保するとともに、高齢者の家族等の身体的及び精神的負担の軽減を図る。 ・GPSにより位置情報を定期的に発信する携帯型の見守り専用端末の購入費または貸借料の初回支払い分の費用を補助する。	
助成金額	上限 2万円	
募集時期・応募方法	随時	
審査方法	書類審査	
助成元	長門市(介護保険事業特別会計)	
問い合わせ先	長門市 高齢福祉課 地域包括ケア推進室 TEL:0837-23-1244 / FAX:0837-22-3680 Mail: hokatsu@city.nagato.lg.jp	3 すべての人に健康と福祉を 

No30	高齢者地域福祉推進事業	
対象	長門市老人クラブ連合会、長門市老人クラブ連合会各地区支部	
内容・対象事業	(1) 高齢者の社会活動についての広報活動 (2) 文化伝承活動、三世代交流活動等高齢者の地域活動の振興 (3) スポーツ活動、交流活動及び健康増進活動の推進 (4) 同好会等サークルの育成並びに健康増進活動の推進 (5) 木工、陶芸、手芸・園芸等の生産創作活動の振興 (6) 高齢者教養講座、中高年者健康生きがい講座等の開催 (7) シニアリーダー等高齢者指導者を活用した活動 (8) その他市長が必要と認めた活動	
助成金額	長門市高齢者地域福祉推進事業補助金交付要綱の算定基準により、長門市老人クラブ連合会へ一括交付	
募集時期・応募方法	随時	
審査方法	書類審査	
助成元	長門市	
問い合わせ先	長門市 高齢福祉課 高齢福祉班 TEL:0837-23-1157 / FAX:0837-22-3680 Mail: korei-fukushi@city.nagato.lg.jp	3 すべての人に健康と福祉を  11 住み続けられるまちづくりを 

No31	敬老会事業交付金交付事業	
対象	以下の団体 (1) 市内の自治会(複数の自治会の連合体を含む) (2) 市内の各地区社会福祉協議会 (3) その他市長が認める団体	
内容・対象事業	多年にわたり地域社会に貢献する高齢者を敬愛し、地域の中で支えあう安心のまちづくりを促進すると認められる次の事業 (1) 敬老会開催事業 (2) 敬老祝品配布事業	
助成金額	【算定対象者】 当該年度の5月1日現在で市内に住所を有する77歳以上の方(養護老人ホーム・特別養護老人ホーム等の施設入所者は除く) 【交付金の額】 対象者1人あたり1,000円/年 実施する対象事業が(1)の場合、1敬老会あたり3,000円を加算。さらに、敬老対象者が50人以下の場合は10,000円を加算する。 実施する対象事業が(2)の場合、1敬老会あたり1,000円を加算。	
募集時期・応募方法	随時	
審査方法	書類審査	
助成元	長門市	
問い合わせ先	長門市 高齢福祉課 高齢福祉班 TEL:0837-23-1157 / FAX:0837-22-3680 Mail: korei-fukushi@city.nagato.lg.jp	3 すべての人に健康と福祉を  11 住み続けられるまちづくりを 

No32	高齢者等福祉タクシー助成事業(要介護1～5 認定者対象)	
対象	市内に住所を有し、要介護1、2、3、4、5の在宅高齢者	
内容・対象事業	対象者が利用するタクシーの料金の一部を助成することにより、日常生活の利便と社会活動の範囲を拡大し、福祉の向上を図る	
助成金額	1人1年度 48枚(1枚500円分) ※10月以後申請の場合は24枚 <u>※心身障害者等福祉タクシー助成事業から助成対象要件の変更による申請の場合は、48枚から利用済み枚数を差し引いた枚数</u>	
募集時期・応募方法	随時	
審査方法	書類審査	
助成元	長門市	
問い合わせ先	長門市 高齢福祉課 高齢福祉班 TEL:0837-23-1157 / FAX:0837-22-3680 Mail: korei-fukushi@city.nagato.lg.jp	3 すべての人に健康と福祉を  11 住み続けられるまちづくりを 

No33	認知症カフェ運営事業費補助金	
対象	以下のすべてを満たす団体 (1)長門市内に運営拠点を設けている団体 (2)認知症カフェの広さは、概ね 10 人以上が一度に利用できる程度以上の広さを有するもの (3)認知症カフェを原則月 1 回以上開催し、1 回当たりの開催時間は 2 時間以上とすること (4)認知症の相談及び支援に応ずることができる者として、保健師、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、作業療法士等の専門職を 1 名以上配置できること (5)政治、宗教又は思想等の活動を目的としない団体 (6)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に定める暴力団又はその構成員の統制下でない団体	
内容・対象事業	認知症カフェ(認知症の人とその家族、地域住民、専門職の誰もが参加でき集うことができる場)を運営する団体	
助成金額	基本経費:80,000 円(上限額)(月額 6,500 円、当該年度初回は 8,500 円) 初年度整備経費加算:50,000 円(上限額)	
募集時期・応募方法	随時	
審査方法	書類審査	
助成元	長門市(介護保険事業特別会計)	
問い合わせ先	長門市 高齢福祉課 TEL:0837-23-1244 / FAX:0837-22-3680 Mail:hokatsu@city.nagato.lg.jp	3 すべての人に健康と福祉を 

No34	小災害見舞金及び弔慰金支給事業	
対象	以下のいずれかを満たす方 ・小災害により、住宅の全焼、半焼、全壊、半壊、床上浸水により被害を受けた世帯 ・小災害により死亡した方がいる世帯	
内容・対象事業	風水害、地震等による自然災害及び火災による災害で、法律の規定が適用されない小規模の災害により被害を受けた市民の方へ、見舞金又は弔慰金を支給する。	
助成金額	・全焼、全壊 1世帯につき 30,000 円 ・半焼、半壊 1世帯につき 15,000 円 ・床上浸水 1世帯につき 15,000 円 ・死亡 1世帯につき 30,000 円	
募集時期・応募方法	随時	
審査方法	書類審査	
助成元	長門市	
問い合わせ先	長門市 地域福祉課 地域福祉班 TEL:0837-23-1245 / FAX:0837-22-3680 Mail:chiiki-fukushi@city.nagato.lg.jp	3 すべての人に健康と福祉を 

No35	日常生活用具給付事業	
対象	市内在住者で、障害者、難病などによる一定の障害のある方(居住地特例適用)	
内容・対象事業	重度障害者などに対して、日常生活用具を給付・貸与することにより、日常生活の便宜を図る。 ※介護保険法により、給付等の対象となる用具の貸与又は購入費の支給対象は除く	
助成金額	「長門市日常生活用具給付事業実施要綱」別表第1を参照	
募集時期・応募方法	随時	
審査方法	書類審査	
助成元	長門市	
問い合わせ先	長門市 地域福祉課 障害者支援班 TEL:0837-23-1243 / FAX:0837-22-3680 Mail: shogai@city.nagato.lg.jp	3 すべての人に 健康と福祉を 

No36	障害児福祉手当	
対象	精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方	
内容・対象事業	重度障害児に対して、その障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減を図る	
助成金額	15,690 円／月額	
募集時期・応募方法	随時	
審査方法	書類審査	
助成元	長門市	
問い合わせ先	長門市 地域福祉課 障害者支援班 TEL:0837-23-1243 / FAX:0837-22-3680 Mail: shogai@city.nagato.lg.jp	3 すべての人に 健康と福祉を 

No37	特別障害者手当	
対象	精神又は身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方	
内容・対象事業	精神又は身体に著しく重度の障害を有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする特別障害者に対して、重度の障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給する	
助成金額	28,840 円／月額	
募集時期・応募方法	随時	
審査方法	書類審査	
助成元	長門市	
問い合わせ先	長門市 地域福祉課 障害者支援班 TEL:0837-23-1243 / FAX:0837-22-3680 Mail: shogai@city.nagato.lg.jp	3 すべての人に 健康と福祉を 

No38	重度心身障害者医療費助成事業	
対象	以下の要件を満たす方 ・市内に住所を有する方又は長門市国民健康保険、後期高齢者医療の被保険者 ・国民年金法施行令別表の1級に該当する方又は身体障害者福祉法施行規則別表第5号の3級に該当する程度の障害のある方 ・一定の所得以下の方(※扶養親族等により所得要件の緩和措置あり) ただし、次のいずれかに該当する者は除く ・生活保護受給者 ・児童福祉施設等の入所者 ・原子爆弾被爆者に対する救援に関する法律により一般疾病医療費の対象となる方	
内容・対象事業	重度心身障害者の医療費の一部の助成を行う	
助成金額	健康保険が適用される範囲での自己負担部分	
募集時期・応募方法	随時	
審査方法	書類審査	
助成元	長門市	
問い合わせ先	長門市 地域福祉課 障害者支援班 TEL:0837-23-1243 / FAX:0837-22-3680 Mail: shogai@city.nagato.lg.jp	3 すべての人に健康と福祉を 

No39	重度障害者福祉手当	
対象	当該年度12月31日現在(基準日)に、長門市に住民票があり、以下の要件を満たす方 ①障害児 ・20歳未満で身体障害者手帳1～3級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者 ②重度障害者 ・20歳以上で身体障害者手帳1級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級 所持者 ・身体障害者手帳2・3級+療育手帳B若しくは精神障害者保健福祉手帳2・3級 所持者 ③その他障害者 ・20歳以上の方で身体障害者手帳2・3級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2・3級所持者 ※②重度障害者及び③その他障害者にあつては、以下の要件を満たす方 ・障害者本人が当該年度の市民税所得割を納付すべき者のいない世帯に属すること ・基準日において社会福祉施設に入所していないこと ・基準日までの1年間に3ヶ月以上の継続した入院をしていないこと	
内容・対象事業	心身に重度の障害がある方に対し、福祉手当を支給し、在宅における介護者の負担軽減の一助として手当を支給する。	
助成金額	・障害児 1人につき 年額 30,000 円 ・重度障害者 1人につき 年額 15,000 円 ・その他の障害者 1人につき 年額 5,000 円	
募集時期・応募方法	1月～2月末まで	
審査方法	書類審査	
助成元	長門市	
問い合わせ先	長門市 地域福祉課 障害者支援班 TEL:0837-23-1243 / FAX:0837-22-3680 Mail: shogai@city.nagato.lg.jp	3 すべての人に健康と福祉を 

No40	自動車運転免許取得助成事業	
対象	市に居住する者で次の要件に該当する方であって、免許取得により社会参加が見込まれる方(※免許取得前に申請すること。) ・身体障害者手帳の障害等級が 1 級から 3 級の方、療育手帳の交付を受けている方又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、山口県公平委員会が行う自動車運転免許適性試験に合格した方 ・身体障害者手帳の障害者等級が 4 級から 6 級の方で、自動車運転免許適性試験により、運転することができる自動車の種類(オートマチック車等)を限定された方 ・運転免許の取得により、就労等社会参加が見込まれる方又は社会参加の状況を継続することができると思込まれる方	
内容・対象事業	障害者に対し自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成し、就労等社会活動への参加を促進する。	
助成金額	免許取得に要した費用の3分の2(上限10万円)	
募集時期・応募方法	随時	
審査方法	書類審査	
助成元	長門市	
問い合わせ先	長門市 地域福祉課 障害者支援班 TEL:0837-23-1243 / FAX:0837-22-3680 Mail: shogai@city.nagato.lg.jp	



No41	自動車改造助成事業	
対象	市に居住する者で次のすべての要件に該当する方であって、改造を行うことにより社会参加が見込まれる方(※改造前に申請すること。) ・障害者であって、自らが所有し、運転する自動車の操縦装置などの一部を改造する必要がある方(※同一世帯の家族が所有する車であっても、自らが運転する場合は適用) ・前年の所得税課税所得金額が、改造助成を行う月の属する年の特別障害者手当の所得制限限度額を超えていないこと。 ・同一の自動車において過去に改造の助成を受けていないこと	
内容・対象事業	身体障害者に対し自動車の改造に要する費用の一部を助成し、就労等社会活動への参加を促進する。	
助成金額	10万円を限度として助成	
募集時期・応募方法	随時	
審査方法	書類審査	
助成元	長門市	
問い合わせ先	長門市 地域福祉課 障害者支援班 TEL:0837-23-1243 / FAX:0837-22-3680 Mail: shogai@city.nagato.lg.jp	



No42	山口県南方地域戦没者「防長英霊の塔」慰霊祭参列遺族旅費補助金交付事業		
対象	市内に住所を有し、慰霊祭に参列する方		
内容・対象事業	戦没者遺族の救護を図るため、山口県が実施する山口県南方地域戦没者「防長英霊の塔」慰霊祭の参列遺族に対して、係る旅費の一部を補助する		
助成金額	対象者 1 人につき 40,000 円		
募集時期・応募方法	随時		
審査方法	書類審査		
助成元	長門市		
問い合わせ先	長門市 地域福祉課 地域福祉班 TEL:0837-23-1245 / FAX:0837-22-3680 Mail: chiiki-fukushi@city.nagato.lg.jp	3 すべての人に 健康と福祉を	11 住み続けられる まちづくりを

No43	災害弔慰金の支給事業		
対象	災害(暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な自然現象)により死亡された方の遺族(災害弔慰金の支給等に関する法律に定められた方)		
内容・対象事業	災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金の支給、精神又は体に著しい障害を受けた方に災害障害見舞金の支給を行い、並びに被害を受けた世帯の世帯主に対して災害救護資金の貸し付けを行い、市民の福祉及び生活の安定を図ることを目的とする		
助成金額	【災害弔慰金】 生計主の場合 500 万円、その他の場合 250 万円 【災害障害見舞金】 生計主の場合 250 万円、その他の場合 125 万円 【災害救護資金の貸付限度額】 災害による被害の種類、程度に応じて貸付 詳細は、「長門市災害弔慰金の支給等に関する条例」参照		
募集時期・応募方法	随時		
審査方法	書類審査		
助成元	長門市		
問い合わせ先	長門市 地域福祉課 地域福祉班 TEL:0837-23-1245 / FAX:0837-22-3680 Mail: chiiki-fukushi@city.nagato.lg.jp	3 すべての人に 健康と福祉を	11 住み続けられる まちづくりを

No44	心身障害者等福祉タクシー助成事業	
対象	市内に住所を有し、下記のいずれかに該当する方 (1) 身体障害者手帳の所有者で 1 級から 3 級までの方、下肢障害 4 級の方、JR 旅客運賃減額の種別が第 1 種の方 (2) 療育手帳の所持者 (3) 精神障害者保健福祉手帳の 1 級又は 2 級の所持者	
内容・対象事業	対象者が利用するタクシーの料金の一部を助成することにより、日常生活の利便と社会活動の範囲を拡大し、福祉の向上を図る	
助成金額	1 人 1 年度 48 枚(1 枚 500 円分) ※1 回の利用料金が 1,000 円以上のとき 2 枚、1,500 円以上の時は 3 枚まで使用可 ※人工透析を受けている方は、週 1 回通院 104 枚／週 2 回通院 208 枚／週 3 回通院 312 枚を限度とする。 ※10 月以後の申請者は、限度額の 1/2 の枚数	
募集時期・応募方法	随時	
審査方法	書類審査	
助成元	長門市	
問い合わせ先	長門市 地域福祉課 障害者支援班 TEL:0837-23-1243 / FAX:0837-22-3680 Mail: shogai@city.nagato.lg.jp	3 すべての人に健康と福祉を  11 住み続けられるまちづくりを 

No45	人工内耳装用者(児)に対する電池購入費及び体外装置購入費助成金交付事業	
対象	市内に住所を有し、聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受け、人工内耳を装用している方	
内容・対象事業	人工内耳用電池及び人工内耳用充電地並びに体外装置の購入費の助成を行う ※体外装置については、各種健康保険の対象外で、装用後 5 年を経過している(装用していた物が破損し修理不可の場合を除く)方に限る。	
助成金額	以下に該当する金額から自己負担額を除いた金額(10 円未満切り捨て) ※自己負担額についてはお問い合わせください 人工内耳用電池 購入金額(月額 2,000 円を限度) 人工内耳用充電地 購入金額(年額 12,000 円を限度) 体外装置 購入金額(500,000 円を限度)	
募集時期・応募方法	随時	
審査方法	書類審査	
助成元	長門市	
問い合わせ先	長門市 地域福祉課 障害者支援班 TEL:0837-23-1243 / FAX:0837-22-3680 Mail: shogai@city.nagato.lg.jp	3 すべての人に健康と福祉を  11 住み続けられるまちづくりを 

No46	軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業		
対象	18歳未満で、市内に住所を有し、両耳の聴力レベルが30dB以上70dB未満(聴力レベルが対象外であっても、医師が装用の必要を認めた場合は対象)であり、身体障害者手帳の交付対象者でない方 ※所得要件あり		
内容・対象事業	軽度・中等度難聴児の言語能力の健全な発達や学力の向上を図るため、補聴器購入費等の一部を助成する		
助成金額	補聴器の購入又は修理に要する費用と「長門市難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱」別表に定める額を比較して少ない方の金額の2/3		
募集時期・応募方法	随時		
審査方法	書類審査		
助成元	長門市		
問い合わせ先	長門市 地域福祉課 障害者支援班 TEL:0837-23-1243 / FAX:0837-22-3680 Mail: shogai@city.nagato.lg.jp	3 すべての人に 健康と福祉を	11 住み続けられる まちづくりを

No47	はり、きゅう施術費助成事業		
対象	市内に住所を有し、以下のいずれかの要件を満たす方 (1) 後期高齢者医療被保険者 (2) 満75歳以上で生活保護法による保護を受けている世帯に属する方		
内容・対象事業	市内に住所を有する高齢者に対し、はり及びきゅうの施術費の一部を助成し、高齢者の生活と心身の安定を図り健康の増進に寄与する ※市が指定するはり又はきゅうの施術所において該当の施術を利用した場合に限る		
助成金額	(1) はり術 700円/回 (2) きゅう術 700円/回 (3) はり、きゅう併用術 700円/回		
募集時期・応募方法	随時		
審査方法	書類審査		
助成元	長門市		
問い合わせ先	長門市 総合窓口課 保険管理班 TEL:0837-23-1143 / FAX:0837-22-8339 Mail: kokuho@city.nagato.lg.jp	3 すべての人に 健康と福祉を	11 住み続けられる まちづくりを

No48	長門市国民健康保険はり、きゅう事業		
対象	長門市国民健康保険被保険者		
内容・対象事業	長門市国民健康保険被保険者に対し、はり及びきゅうの施術費の一部を助成し、被保険者の生活と心身の安定を図り健康の増進に寄与する ※市が指定するはり又はきゅうの施術所において該当の施術を利用した場合に限る		
助成金額	(1) はり術 700 円／回 (2) きゅう術 700 円／回 (3) はり、きゅう併用術 700 円／回		
募集時期・応募方法	随時		
審査方法	書類審査		
助成元	長門市		
問い合わせ先	長門市 総合窓口課 保険管理班 TEL:0837-23-1129 / FAX:0837-22-8339 Mail:iryokyufu@city.nagato.lg.jp	3 すべての人に 健康と福祉を 	11 住み続けられる まちづくりを 

No49	子ども医療費助成		
対象	市内に居住地を有し、健康保険制度に加入する小中学校生から高校生までの子ども（満6歳到達後最初の4月1日から満18歳到達後最初の3月31日までの子ども） ・小学生・中学生・高校生とも所得制限なし ただし、次のいずれかに該当する者は除く ・生活保護受給者 ・児童福祉施設に入所している児童 ・重度心身障害者医療制度（福祉医療制度）を受けることができる方 ・高校生で、就職や婚姻などで保護者の健康保険の扶養から外れた方		
内容・対象事業	医療費の自己負担部分を助成することにより経済負担なしで公的医療サービスの提供を受ける事ができる。		
助成金額	健康保険が適用される範囲での自己負担部分		
募集時期・応募方法	随時 毎年(7月中)自動更新		
審査方法	書類審査		
助成元	長門市		
問い合わせ先	長門市 子育て支援課 こども家庭支援班 TEL:0837-23-1187 / FAX:0837-23-1219 Mail:kodomo.katei@city.nagato.lg.jp	1 貧困をなくそう 	3 すべての人に健康と福祉を 



No50	ひとり親家庭医療費助成		
対象	市民税所得割額が非課税である世帯のうち次のいずれかに該当する方 (1) 18歳までの児童を養育する母(父)子家庭の母(父)及び児童 (2) 父母のいない18歳(高校卒業)までの児童 (3) 父母のどちらかが重度障害により働けない18歳までの児童及び養育者等 ただし、次のいずれかに該当する方は除く。 ・生活保護受給者 ・児童福祉施設に入所している児童 ・重度心身障害者医療制度（福祉医療制度）を受けることができる方		
内容・対象事業	ひとり親家(親子)に係る医療費の自己負担部分を助成することにより、経済負担なしで公的医療サービスの提供を受ける事ができる		
助成金額	健康保険が適用される範囲での自己負担部分		
募集時期・応募方法	随時 毎年(7月中)更新手続きが必要		
審査方法	書類審査		
助成元	長門市		
問い合わせ先	長門市 子育て支援課 こども家庭支援班 TEL:0837-23-1187 / FAX:0837-23-1219 Mail:kodomo.katei@city.nagato.lg.jp	1 貧困をなくそう 	3 すべての人に健康と福祉を 



No51	乳幼児医療費助成			
対象	市内に居住地を有し、健康保険制度に加入する小学校就学前児童 (満 6 歳到達後最初の 3 月 31 日までの児童) ただし、次のいずれかに該当する方除く ・生活保護受給者 ・児童福祉施設に入所している児童 ・重度心身障害者医療制度(福祉医療制度)を受けることができる方			
内容・対象事業	乳幼児(未就学児)に係る医療費の自己負担部分を助成することにより、経済負担なしで公的医療サービスの提供を受ける事ができる ・有効期間は、申請日の属する月の初日から ・出生の場合は、出生日から(出生日から 60 日以内に申請した場合に限る) ・転入の場合は、転入日から(転入と同月中に申請した場合に限る)			
助成金額	健康保険が適用される範囲での自己負担部分			
募集時期・応募方法	随時 毎年(7月中)更新手続きが必要(公簿により確認できる者は自動更新)			
審査方法	書類審査			
助成元	長門市			
問い合わせ先	長門市 子育て支援課 こども家庭支援班 TEL:0837-23-1187 / FAX:0837-23-1219 Mail:kodomo.katei@city.nagato.lg.jp 1 貧困をなくそう  3 すべての人に健康と福祉を  11 住み続けられるまちづくりを 			

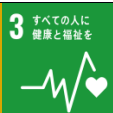
No52	多子世帯保育料等助成				
対象	市内に住所を有する第3子以降の児童に係る保育量の納入義務者				
内容・対象事業	第3子以降の児童に係る保育料等のうち、納入済額を助成する				
助成金額	(1) 市民税所得割額 97,000 円未満世帯は、納入済保育料の全額 (2) 市民税所得割額 97,000 円以上世帯は、納入済保育料の 2 分の 1 の額				
募集時期・応募方法	10 月中旬頃(前期分)、3 月末頃(後期分)				
審査方法	書類審査				
助成元	長門市				
問い合わせ先	長門市 子育て支援課 保育班 TEL:0837-23-1156 / FAX:0837-23-1219 Mail:jido@city.nagato.lg.jp		1貧困をなくそう 3すべての人に健康と福祉を 4質の高い教育をみんなに 11住み続けられるまちづくりを		

No53	副食費助成		
対象	市内に住所を有する満3歳以上の児童の保護者		
内容・対象事業	満3歳以上の児童の保護者の経済的負担を軽減するため、施設に支払う食事提供に要する費用のうち副食材料費の一部を助成する。		
助成金額	(1) 公立施設: 副食材料費用(月額 4,700 円) (2) 私立施設: 副食材料費用(188 円×給食日数、上限月額 4,700 円)		
募集時期・応募方法	(1) 公立施設を利用する対象者は、徴収を免除するため不要。 (2) 私立施設を使用する対象者は、随時、保護者に代わり施設が申請。		
審査方法	書類審査		
助成元	長門市		
問い合わせ先	長門市 子育て支援課 保育班 TEL:0837-23-1156 / FAX:0837-23-1219 Mail:jido@city.nagato.lg.jp	   	

No54	自立支援教育訓練給付金		
対象	ひとり親家庭等の父又は母		
内容・対象事業	就学に関わる教育訓練講座を受講する場合、受講料の一部を助成する。		
助成金額	教育訓練講座受講料の一部		
募集時期・応募方法	随時		
審査方法	書類審査		
助成元	長門市		
問い合わせ先	長門市 子育て支援課 こども家庭支援班 TEL:0837-23-1187 / FAX:0837-23-1219 Mail:kodomo.katei@city.nagato.lg.jp	   	

No55	高等学校生徒通学費補助金			
対象	次の条件全てに該当する保護者 (1) 市内に住所を有すること (2) 高等学校に通学する生徒を扶養していること (3) 市税を滞納していないこと ただし、生徒が次のいずれかに該当する方除く。 ・市内に住所を有しない方 ・生活保護法に基づく保護を受けている方 ・児童福祉法に規定する里親に委託されている方 ・満 18 歳到達後最初の 3 月 31 日を超えて高等学校に在籍する方			
内容・対象事業	交通機関(バス・JR)の利用に必要な通学費のうちの一部を助成			
助成金額	所得税の課税世帯:通学定期券の購入金額から基準額(月額 8,000 円)を控除した額 所得税の非課税世帯:通学定期券の購入金額から基準額(月額 4,000 円)を控除した額			
募集時期・応募方法	随時			
審査方法	書類審査			
助成元	長門市			
問い合わせ先	長門市 子育て支援課 こども家庭支援班 TEL:0837-23-1187 / FAX:0837-23-1219 Mail:kodomo.katei@city.nagato.lg.jp	1 貧困をなくそう 	3 すべての人に健康と福祉を 	4 質の高い教育をみんなに 

No56	保育園通園費補助金			
対象	次の条件全てに該当する者 (1) 公立保育園の廃園に伴い、別の保育園に通園することとなった園児の保護者 (2) 保育料を滞納していないこと (3) 園児の自宅から保育園までの距離が片道 4 キロメートル以上			
内容・対象事業	公立保育園の廃園に伴い保育園への通園距離が遠くなる園児の保護者に対し、通園に要する費用を補助する(ただし、令和4年度在園児が卒園するまでの間)			
助成金額	通園距離(片道)4Km 以上 6Km 未満の場合、月額 2,000 円 通園距離(片道)6Km 以上 8Km 未満の場合、月額 3,000 円 通園距離(片道)8Km 以上 10Km 未満の場合、月額 4,000 円 通園距離(片道)10Km 以上の場合、月額 5,000 円			
募集時期・応募方法	随時			
審査方法	書類審査			
助成元	長門市			
問い合わせ先	長門市 子育て支援課 保育班 TEL:0837-23-1156 / FAX:0837-23-1219 Mail:jido@city.nagato.lg.jp	1 貧困をなくそう 	3 すべての人に健康と福祉を 	4 質の高い教育をみんなに 

No57	児童手当給付金			
対象	中学校卒業まで(15 歳になった後の最初の 3 月 31 日まで)の児童を養育している方 毎年 6 月に現況届の提出が必要です。 ※令和 6 年 10 月分から、高校生年代(18 歳になった後の最初の 3 月 31 日まで)まで対象となる予定です。			
内容・対象事業	児童を養育 している保護者に対して住所地の自治体から支給されます。 ※ただし、公務員は勤務先から支給されます。			
支給金額	3歳未満の児童 :一律 15,000 円 3歳～小学校終了前児童 :第1子・2子は 10,000 円、第3子以降は 15,000 円(※令和 6 年 10 月分から 30,000 円の予定です。) 中学校終了前児童 :一律 10,000 円(※令和 6 年 10 月分から、18 歳まで(18 歳になった後の最初の 3 月 31 日まで)の児童:一律 10,000 円の予定です。)			
募集時期・応募方法	随時			
審査方法	書類審査			
助成元	長門市			
問い合わせ先	長門市 子育て支援課 こども家庭支援班 TEL:0837-23-1187 / FAX:0837-23-1219 Mail:kodomo.katei@city.nagato.lg.jp	1 貧困をなくそう 	2 飢餓をゼロに 	3 すべての人に健康と福祉を 



No58	児童扶養手当給付金			
対象	次のいずれかに該当する児童(18 歳の年度末まで、又は 20 歳未満の障害のある子ども)を監護している父又は母、若しくは父母に代わり児童を養育している養育者 ・父母が婚姻を解消した児童 ・父又は母が死亡した児童 ・父又は母が重度の障害の状態にある児童 ・父又は母が生死不明か、1 年以上遺棄又は法令により拘禁されている児童 ・母が婚姻によらない(未婚)で生まれた児童 ・父又は母が裁判所からDV保護命令を受けた児童			
内容・対象事業	児童の健やかな成長のため、ひとり親家庭の生活安定と自立促進を目的に支給。			
支給金額	児童が1 人の場合:45,500 円～10,740 円／月 児童2人目の加算額:10,750 円～5,380 円／月 児童3人目以降の加算額:6,450 円～3,230 円／月(※令和 6 年 11 月分から 10,750 円～5,380 円の予定です。)			
募集時期・応募方法	随時			
審査方法	書類審査			
助成元	長門市			
問い合わせ先	長門市 子育て支援課 こども家庭支援班 TEL:0837-23-1187 / FAX:0837-23-1219 Mail:kodomo.katei@city.nagato.lg.jp	1 貧困をなくそう 	2 飢餓をゼロに 	3 すべての人に健康と福祉を 



No59	高等職業訓練促進給付金			
対象	20 歳未満の子どもを扶養している市内在住のひとり親家庭の父又は母であって、次の条件全てに該当する者 (1) 児童扶養手当の受給者と同等の所得水準にあること ※ただし、所得水準超過した場合であっても、1 年に限り対象となる。 (2) 養成機関において 6 月以上のカリキュラムを修業し、資格取得が見込めること (3) 就労又は育児と修業の両立が困難であること (4) 過去に本給付金又は高等職業訓練終了支援給付金を受給していないこと			
内容・対象事業	就職に有利であり、かつ生活の安定に資する資格取得のため養成機関で修業する場合、修業期間について、生活の経済的負担軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的として給付金を支給する。			
支給金額	(1) 市民税非課税世帯: 100,000 円／月 (2) 市民税課税世帯: 70,500 円／月			
募集時期・応募方法	随時			
審査方法	書類審査			
助成元	長門市			
問い合わせ先	長門市 子育て支援課 こども家庭支援班 TEL: 0837-23-1187 / FAX: 0837-23-1219 Mail: kodomo.katei @city.nagato.lg.jp	1 貧困をなくそう 	2 気候をゼロに 	3 すべての人に健康と福祉を 

4 質の高い教育をみんなに


No60	高等職業訓練終了支援給付金			
対象	20 歳未満の子どもを扶養している市内在住のひとり親家庭の父又は母であって、次の条件全てに該当する者 (1) 児童扶養手当の受給者と同等の所得水準にあること ※ただし、所得水準超過した場合であっても、1 年に限り対象となる。 (2) 養成機関において 6 月以上のカリキュラムを修業し、資格取得が見込めること (3) 就労又は育児と修業の両立が困難であること (4) 過去に本給付金又は高等職業訓練終了支援給付金を受給していないこと			
内容・対象事業	就職に有利であり、かつ生活の安定に資する資格取得のため養成機関で修業する場合、修了後、生活の経済的負担軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的として給付金を支給する。			
支給金額	(1) 市民税非課税世帯: 50,000 円／月 (2) 市民税課税世帯: 25,000 円／月			
募集時期・応募方法	随時			
審査方法	書類審査			
助成元	長門市			
問い合わせ先	長門市 子育て支援課 こども家庭支援班 TEL: 0837-23-1187 / FAX: 0837-23-1219 Mail: kodomo.katei @city.nagato.lg.jp	1 貧困をなくそう 	2 気候をゼロに 	3 すべての人に健康と福祉を 

4 質の高い教育をみんなに


No61	母親クラブ活動費補助金交付事業		
対象	児童の健全育成活動を推進する児童の母親等を含む地域組織		
内容・対象事業	母親クラブの運営に関する経費 (1) 親子及び世代間の交流並びに文化活動に要する経費 (2) 児童養育に関する研修活動に要する経費 (3) 児童の事項防止等活動に要する経費 (4) その他児童福祉の向上に寄与する活動に要する経費		
助成金額	1 母親クラブ当たり 16 万 5 千円以内		
募集時期・応募方法	随時		
審査方法	書類審査		
助成元	長門市		
問い合わせ先	長門市 子育て支援課 こども家庭支援班 TEL:0837-23-1187 / FAX:0837-23-1219 Mail:kodomo.katei@city.nagato.lg.jp	  	

No62	ファミリーサポートセンター利用助成		
対象	ファミリーサポートセンターに依頼会員(援助を受けたい人)として登録し、提供会員(援助を行いたい人)に相互援助活動を依頼して報酬を支払った方		
内容・対象事業	依頼会員が提供会員に支払った報酬の一部を助成する		
助成金額	提供会員に支払った報酬の一部:100 円～300円/時間		
募集時期・応募方法	援助活動を受けた月の翌月 10 日までに申請		
審査方法	書類審査		
助成元	長門市		
問い合わせ先	長門市 子育て支援課 保育班 TEL:0837-23-1156 / FAX:0837-23-1219 Mail:jido@city.nagato.lg.jp	  	

No63	施設等利用給付事業		
対象	(1) 認定こども園(1号)の保育の必要性があるこども (2) 保育所、認定こども園に入所していない子どもで保育の必要性があるこども ※0 から 3 歳の誕生日を過ぎて最初の 3 月 31 日までの子どもは住民税非課税世帯が対象		
内容・対象事業	(1) 認定こども園の預かり保育の利用費を助成する。 (2) 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンターの利用費を助成する。		
助成金額	(1) 450 円×利用日数 (2) 3 歳以上児 37,000 円(月の上限額)、3 歳未満児 42,000 円(月の上限額)		
募集時期・応募方法	随時		
審査方法	書類審査		
助成元	長門市		
問い合わせ先	長門市 子育て支援課 保育班 TEL:0837-23-1156 / FAX:0837-23-1219 Mail:jido@city.nagato.lg.jp	   	

No64	入学エール給付金事業			
対象	小学校または中学校(特別支援学校等を含む)に入学した児童の保護者のうち、令和 5 年 5 月 1 日時点で、長門市に住所があり、対象児童と同居する者			
内容・対象事業	これからの長門市を担う子ども達の健やかな成長を願い、その入学を祝うとともに、子育て家庭の経済的負担の軽減を目的として、小学校及び中学校の入学時に祝金を支給			
助成金額	小学校入学児童 1 人あたり 5 万円 中学校入学生徒 1 人あたり 10 万円			
募集時期・応募方法	対象者に通知			
審査方法	書類審査			
助成元	長門市			
問い合わせ先	長門市 子育て支援課 こども家庭支援班 TEL:0837-23-1187 / FAX:0837-23-1219 Mail:kodomo.katei @city.nagato.lg.jp	3 すべての人に健康と福祉を 	4 質の高い教育をみんなに 	11 住み続けられるまちづくりを 

No65	すくすく赤ちゃん応援券支給事業		
対象	市内に住所を有する令和 5 年 4 月 1 日以降に出生した 0~1 歳児の保護者		
内容・対象事業	市内指定取扱店でおむつ、ミルク、おしり拭きを購入する際に利用可能な応援券を交付		
助成金額	対象乳児 1 人につき 48,000 円相当 途中転入の場合は、転入月から 2 歳の誕生日の前月末までの月割り分を交付		
募集時期・応募方法	随時		
審査方法	書類審査		
助成元	長門市		
問い合わせ先	長門市 子育て支援課 保育班 TEL:0837-23-1156 / FAX:0837-23-1219 Mail:jido@city.nagato.lg.jp	3 すべての人に健康と福祉を 	11 住み続けられるまちづくりを 

No66	就学援助事業	
対象	市内に住所を有し、市内の小中学校及び県立中等教育学校(前期課程)に在学又は在学予定の児童生徒の保護者であり、下記のいずれかに該当する方 (1) 生活保護法の受給者 (2) 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた方。ア以外の方は別に定める基準を満たす方 ア 生活保護法による保護の停止又は廃止 イ 市民税の非課税、市民税の減免、個人事業税の減免、固定資産税の減免、国民年金の掛け金の減免、国民健康保険料の減免又は徴収猶予、児童扶養手当の支給 など ※詳細については、担当課へご確認ください。 (3) 上記以外で、経済的理由によって生活状態が悪く就学困難と認められる世帯 ※詳細については、担当課へご確認ください。	
内容・対象事業	経済的理由により、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、必要な援助を行い、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。 【対象項目】 学用品費・通学用品費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、通学費、校外活動費、宿泊学習費、医療費 など ※対象者によって、就学援助の項目が異なりますので、詳細は担当課へご確認ください。	
助成金額	国の就学援助費補助金単価に準じて支給	
募集時期・応募方法	随時	
審査方法	書類審査	
助成元	長門市	
問い合わせ先	長門市 学校教育課 学事班 TEL:0837-27-0320 / FAX:0837-22-3564 Mail:gakumu@city.nagato.lg.jp	1 貧困をなくそう 4 質の高い教育をみんなに 

No67	特別支援教育就学奨励費支給事業	
対象	市内に住所を有し、長門市立小・中学校の特別支援学級に就学する児童又は生徒の保護者	
内容・対象事業	長門市の小学校及び中学校の特別支援学級に在籍する児童及び生徒の保護者の経済的負担を軽減するために就学奨励費を支給する	
助成金額	「長門市特別支援教育就学奨励費支給要綱」第4条の規定(※保護者の収入等の条件有)	
募集時期・応募方法	随時	
審査方法	書類審査	
助成元	長門市	
問い合わせ先	長門市 学校教育課 学事班 TEL:0837-27-0320 / FAX:0837-22-3564 Mail:gakumu@city.nagato.lg.jp	1 貧困をなくそう 4 質の高い教育をみんなに 

No68	通学費補助金	
対象	遠距離児童生徒の保護者又はその保護者から委任を受けた学校の長	
内容・対象事業	遠距離児童生徒が各々の学校へ通学する距離が、おおむね小学校は4km、中学校は6km以上を基準として、通学に要する費用等の補助を行い、児童生徒の通学条件の緩和と保護者の負担軽減を図る。	
助成金額	「長門市通学費等補助金交付要綱」別表による	
募集時期・応募方法	随時	
審査方法	書類審査	
助成元	長門市	
問い合わせ先	長門市 教育総務課 教育総務班 TEL:0837-23-1257 / FAX:0837-22-3564 Mail:kyoi.somu @city.nagato.lg.jp	1 貧困をなくそう 4 質の高い教育をみんなに 

No69	スクールバス待合所の整備に係る原材料支給事業	
対象	スクールバスで通学を行う児童及び生徒の安全向上を図ることを目的とし、スクールバス待合所の整備を行う地元関係者	
内容・対象事業	以下の要件を全て満たす場合、原材料を支給する。 (1) 国、県及び市の補助対象事業等としての要件を満たさない事業であること (2) 待合所の整備を、事業主体が労力を提供する事業であること (3) 原材料費が5万円以上であること (4) 待合所を整備することについて、土地の所有者の同意を得ていること	
助成金額	1箇所あたり20万円を上限(1回限り)	
募集時期・応募方法	随時	
審査方法	書類審査	
助成元	長門市	
問い合わせ先	長門市 教育総務課 教育総務班 TEL:0837-23-1257 / FAX:0837-22-3564 Mail:kyoi.somu @city.nagato.lg.jp	1 貧困をなくそう 4 質の高い教育をみんなに 

No70	小中学校給食費無償化事業	
対象	長門市立小・中学校に在籍する児童生徒の保護者 特別支援学校の小学部又は中学部に在籍している児童生徒の保護者 など	
内容・対象事業	学校給食費を市が負担することにより、保護者の経済的負担の軽減を図る。	
助成金額	長門市給食費 小学校:280円/食 中学校:320円/食 総合支援学校給食費の保護者負担分	
募集時期・応募方法	随時 ※長門市立小・中学校に在籍する児童生徒の保護者は手続不要	
審査方法	書類審査	
助成元	長門市	
問い合わせ先	長門市 教育総務課 教育総務班 TEL:0837-23-1257 / FAX:0837-22-3564 Mail:kyoi.somu @city.nagato.lg.jp	1 貧困をなくそう 2 飢餓をゼロに 4 質の高い教育をみんなに 

No71	長門市家庭での通信環境整備費補助金	
対象	市内小中学校在籍児童生徒の保護者であって、申請時に回線引込型のインターネット通信環境が未整備のものうち、以下のいずれかに該当するもの (1) 生活保護法に定める被保護者 (2) 長門市就学援助事業実施要綱第5条第2項の規定による認定を受けたもの (3) 長門市特別支援教育就学奨励費支給要綱第7条の規定による支給の決定を受けたもののうち、同要綱第3条第1号に定める収入額が同条第2号に定める需要額の 1.5 倍未満のもの	
内容・対象事業	児童生徒の家庭におけるICTを活用した学習環境整備のため、市内小中学校在籍児童生徒の保護者に対し、長門市ケーブルテレビのインターネットを利用する場合にかかる初期費用を補助する。	
助成金額	(1)長門市ケーブルテレビ加入負担金(全額) (2)長門市ケーブルテレビインターネット工事費用(上限 19,800 円) (3)無線LANルータ(現物支給)	
募集時期・応募方法	随時	
審査方法	書類審査	
助成元	長門市	
問い合わせ先	長門市 教育総務課 教育総務班 TEL:0837-23-1257 / FAX:0837-22-3564 Mail:kyoi.somu @city.nagato.lg.jp	1 貧困をなくそう 4 質の高い教育をみんなに 

No72	修学旅行費補助事業	
対象	長門市内小学校及び中学校に在籍し修学旅行に参加する児童生徒の保護者 特別支援学校の小学部及び中学部に在籍し修学旅行に参加する児童生徒の保護者	
内容・対象事業	長門市の小学校及び中学校に在籍する児童及び生徒等の保護者の経済的負担を軽減するため、修学旅行にかかる費用の一部を補助する。	
助成金額	小学校児童:上限 10,000 円/中学校生徒:上限 25,000 円	
募集時期・応募方法	随時	
審査方法	書類審査	
助成元	長門市	
問い合わせ先	長門市 教育総務課 教育総務班 TEL:0837-23-1257 / FAX:0837-22-3564 Mail:kyoi.somu @city.nagato.lg.jp	1 貧困をなくそう 4 質の高い教育をみんなに 

No73	出産・子育て応援事業				
対象	長門市内に住所を有する妊婦・産婦				
内容・対象事業	全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援の充実を図るとともに、子育てに係る負担軽減を図る経済的支援を一体的におこなう。				
支給金額	妊婦：50,000円 産婦：（子供1人当たり）50,000円				
募集時期・応募方法	随時				
審査方法	面談・アンケート回答				
助成元	長門市				
問い合わせ先	長門市 健康増進課 TEL:0837-23-1132 / FAX:0837-23-1168 Mail:kenkosuishin@city.nagato.lg.jp	1 貧困をなくそう 	2 気候をゼロに 	3 すべての人に健康と福祉を 	4 質の高い教育をみんなに 

No74	小規模道路改良事業等助成金	
対象	道路(橋梁を含む。)改良事業・道路舗装事業 道路法に定める道路以外の道路で他の補助事業等の対象とならない道路の改良又は舗装を実施する受益者	
内容・対象事業	【道路(橋梁を含む。)改良事業】 住宅があって主に利用する道路が利用開始から5年を経過しており敷地が個人所有でないもの 【道路舗装事業】 住宅があって主に利用する道路が利用開始から5年を経過しており敷地が個人所有でない道路で幅員2メートル以上のもの	
助成金額	【道路(橋梁を含む。)改良事業】 事業費総額(用地費は除く)の3分の2以内(最高限度額150万円)で毎年度予算の範囲内 【道路舗装事業】 事業費総額の3分の2以内(最高限度額80万円)で毎年度予算の範囲内	
募集時期・応募方法	随時	
審査方法	書類審査	
助成元	長門市	
問い合わせ先	長門市 都市建設課 管理班 TEL:0837-23-1147 / FAX:0837-22-5155 Mail:kensetsu.kanri@city.nagato.lg.jp	11 住み続けられるまちづくりを 

No75	生活道路環境整備事業助成金	
対象	道路法第3条に定める道路以外の集落内の道路(橋りょうを含む。)で、利用者(訪問者を除き2世帯以上の者が日常利用しているものをいう。)の通行に際し危険を伴う次のいずれかに該当するもの (1) 傾斜度がおおむね20度以上の道路又は階段状のもので、転落等の際の危険が大きいと予想されるもの (2) 幅員がおおむね1.2メートル以下の道路で、片側の道台が急傾斜で直高3メートル以上あり、転落等の際の危険が大きいと予想されるもの (3) 河床までの高さが2メートル以上ある橋りょう (4) その他市長が前3号に相当すると認めたもの ※申請者は行政区の代表者等	
内容・対象事業	上記対象に規定する生活道路に手摺り、防護柵等を設置する環境整備事業	
助成金額	当該事業に要する経費の85パーセント以内(1,000円未満の端数は切り捨て、最高限度額50万円)で毎年度予算の範囲内	
募集時期・応募方法	随時	
審査方法	書類審査	
助成元	長門市	
問い合わせ先	長門市 都市建設課 管理班 TEL:0837-23-1147 / FAX:0837-22-5155 Mail:kensetsu.kanri@city.nagato.lg.jp	11 住み続けられるまちづくりを 

No76	原材料支給事業	
対象	生活道路又は水路の受益者で構成される団体又は自治会が整備を行う事業で、次に掲げるすべての要件を満たす事業に対して原材料を支給 (1) 国、県及び市の補助対象事業等としての要件を満たさない事業 (2) 生活道路及び水路の整備を事業主体がその労力において行う事業 (3) 必要な原材料が5万円以上となる事業	
内容・対象事業	公共及び公益の目的に資するために、地元関係者がその労力で生活道路又は水路の整備を行う事業 (1) 生活道路 市民が主に日常生活のため利用する生活道、農道、林道及び漁港内道路で市長が特に公共性が高いと認めるもの (2) 水路 市民が主に日常生活のため利用する水路で市長が特に公共性が高いと認めるもの (3) 原材料 砕石、生コンクリート、コンクリート製品及びこれらに類するもの	
助成金額	上限20万円で毎年度予算の範囲内	
募集時期・応募方法	随時	
審査方法	書類審査	
助成元	長門市	
問い合わせ先	長門市 都市建設課 管理班 TEL:0837-23-1147 / FAX:0837-22-5155 Mail:kensetsu.kanri@city.nagato.lg.jp	



※農林水産課にも、長門市原材料支給事業実施要綱（平成23年4月1日告示第25号）を根拠とする予算措置あり。

No77	市道自治会等草刈作業委託事業	
対象	自治会、婦人会又は老人会などの一定の区域に住所を有する方により構成されている住民団体で、営利を目的としない団体	
内容・対象事業	地域住民と対等なパートナーシップを組み、市道の草刈作業の一部を自治会等の住民団体に業務委託を行う 【委託路線】 草刈りの必要があると認められる市道路線で、100m以上の区間	
助成金額	1m当たり30円（年度内1回限り）	
募集時期・応募方法	随時	
審査方法	書類審査	
助成元	長門市	
問い合わせ先	長門市 都市建設課 管理班 TEL:0837-23-1147 / FAX:0837-22-5155 Mail:kensetsu.kanri@city.nagato.lg.jp	



No78	排水路等改良整備事業	
対象	5戸以上の受益者	
内容・対象事業	市内の住宅地域内における下排水路などの改良整備事業に対し経費を補助する	
助成金額	20 万円以上200万円以下の金額の3割以内	
募集時期・応募方法	随時	
審査方法	書類審査	
助成元	長門市	
問い合わせ先	長門市 都市建設課 管理班 TEL:0837-23-1147 / FAX:0837-22-5155 Mail:kensetsu.kanri@city.nagato.lg.jp	

No79	水洗便所改造資金融資あっ旋及び利子補給事業	
対象	以下の要件を満たす方 (1) 処理区域内で建築物の所有者の同意を得ていること (2) 市税、下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業の負担金・分担金を滞納していないこと (3) 自己資金のみでは、改造資金を負担することが困難なこと (4) 融資を受けた改造資金の償還能力があること (5) 市内に居住し、独立して生計を営み、弁済の資力を有する連帯保証人を有すること 上記の要件を備え、下記のいずれかに該当すること (1) 公共下水、農業集落排水、漁業集落排水の処理開始の告示から 3 年以内に改造工事を行う方 ※工事が行えなかった相当の理由があると認められればこの限りではなし	
内容・対象事業	公共下水道、農業集落排水及び漁業集落排水処理区域内で、くみ取り便所又はし尿浄化槽の設備のある便所を水洗便所に改造するために資金の融資あっ旋及び市の融資あっ旋制度を利用して金融機関から融資を受けた者への利子補給を行う	
助成金額	1世帯につき 50 万円以内 ※アパートなどの構築物の改造に対しては 200 万円を限度	
募集時期・応募方法	随時	
審査方法	書類審査	
助成元	長門市	
問い合わせ先	長門市 上下水道局 管理課 窓口サービス班 TEL:0837-23-1174/ FAX:0837-23-8348 Mail:jogesui.madoguchi@city.nagato.lg.jp	 

No80	私道等の排水設備補助		
対象	以下の要件を満たす方 (1) 下水を排除するために設けられる管路施設で幅員 1 メートル以上、延長 15 メートル以上の私道等の末端に世帯を異にする住宅が2棟以上あること。(長門市宅地造成等に関する条例に係る届出を必要としないアパート含む。) (2) 公共下水道の供用開始の告示の日から3年以内に排水設備を設置するものであること。 ※市長が特に認めた者については補助金交付の対象とする		
内容・対象事業	道路として使用されることが確実である私道であって、世帯を異にする住宅が 2 棟以上ありかつ3年以内に公共下水道に接続することが確実であること。宅地が低地の場合ポンプ設備が必要であり、このポンプ設備についても補助金の交付対象とする。		
助成金額	工事費の4分の3以内の額		
募集時期・応募方法	随時		
審査方法	書類審査		
助成元	長門市		
問い合わせ先	長門市 上下水道局 管理課 窓口サービス班 TEL:0837-23-1174/ FAX:0837-23-8348 Mail:jogesui.madoguchi@city.nagato.lg.jp	6 安全な水とトイレを世界中に 	11 住み続けられるまちづくりを 

No81	私道及び土地造成地における配水管布設等		
対象	未給水家屋及び既設給水管の老朽化により出水不良若しくは赤水等着色現象が生じる場合で以下の要件を満たす方 (1) 配水管を布設する市道の幅員が概ね 2 メートル以上かつ私道の一端が公道に接続し、現に不特定多数の者の通行の用に供されていること (2) 私道への配水管布設延長が概ね 30 メートル以上であること (3) 私道への配水管布設による給水が 2 戸以上あり、かつ、私道への配水管布設を希望する者全員が給水すること (4) 当該配水管が存続する限りにおいて。当該私道への地役権設定について、土地所有者の承諾が得られ、又は当該土地所有者が存在しない場合においては、申請者が当該配水管布設に係る全責任を負う旨の誓約書の提出をすること		
内容・対象事業	配水管布設基準は市の指導によるものとし、布設完成後は申請者負担分も合わせて市に帰属させるものとする		
助成金額	1戸あたり 50 万円 超えた費用は申請者負担		
募集時期・応募方法	随時		
審査方法	書類審査		
助成元	長門市		
問い合わせ先	長門市 上下水道局 管理課 窓口サービス班 TEL:0837-23-1174/ FAX:0837-23-8348 Mail:jogesui.madoguchi@city.nagato.lg.jp	6 安全な水とトイレを世界中に 	11 住み続けられるまちづくりを 

No82	省エネ設備設置補助金	
対象	市内にある又は建設予定で、自らが居住または居住予定の住宅に対象省エネ設備を設置する市民又は市民となる予定である者	
内容・対象事業	定置用リチウムイオン蓄電池の購入費用の一部を補助します 国の補助対象に指定されていて、太陽光発電システムと連携するものが対象です 施工業者が市内業者であることが条件です	
助成金額	補助対象経費の 5 分の 1 (上限 20 万円)	
募集時期・応募方法	随時	
審査方法	書類審査	
助成元	長門市	
問い合わせ先	長門市 生活環境課 環境衛生班 TEL:0837-23-1134 / FAX:0837-23-1135 Mail:kankyo@city.nagato.lg.jp	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに 

No83	浄化槽設置整備事業費補助金	
対象	公共下水道の事業計画区域や農業・漁業集落排水施設の事業計画区域を除く区域の専用住宅に浄化槽を設置する方	
内容・対象事業	専用住宅に合併処理浄化槽を設置整備する費用の一部を補助します	
助成金額	5 人槽:442,000 円、7 人槽:568,000 円、10 人槽:802,000 円	
募集時期・応募方法	随時	
審査方法	書類審査	
助成元	長門市	
問い合わせ先	長門市 生活環境課 環境衛生班 TEL:0837-23-1134 / FAX:0837-23-1135 Mail:kankyo@city.nagato.lg.jp	6 安全な水とトイレ を世界中に 

No84	合併処理浄化槽維持管理費補助金	
対象	公共下水道の事業計画区域や農業・漁業集落排水施設の事業計画区域を除く市内に設置されている合併浄化槽の管理者	
内容・対象事業	下水道法の許可を受けた事業計画区域並びに農業集落排水施設及び漁業集落排水施設の事業計画を除く市内全域において、以下の条件を満たすもの ・専用住宅(1/2 以上が居住用であること) ・処理対象人数が 10 人以下であること ・浄化槽法の規定による水質検査を受けていること ※定期検査の結果が不適正であり、かつ市の指導後 2 年間継続して改善されていないものは除く。	
助成金額	定期検査費用(5,500 円/件)	
募集時期・応募方法	随時	
審査方法	書類審査	
助成元	長門市	
問い合わせ先	長門市 生活環境課 環境衛生班 TEL:0837-23-1134 / FAX:0837-23-1135 Mail:kankyo@city.nagato.lg.jp	6 安全な水とトイレ を世界中に 11 住み続けられる まちづくりを  

No85	未給水地区における給水設備設置補助金	
対象	水道給水区域外の住宅に居住する、または居住しようとする者	
内容・対象事業	安全で安心できる飲用水等の安定的な確保を図るため、必要な飲用井戸、家庭用浄水器等を整備設置する経費の一部を補助します。 ○飲用井戸 単独または共同利用により飲用水などの給水施設を新設する費用の一部を補助します。 ○家庭用浄水器 自宅の飲用井戸の水質検査を行った結果、市が指定する項目において、水質基準に適合しない場合に浄水器を設置する費用の一部を補助します。 ・指定項目 一般細菌、大腸菌、カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、ヒ素及びその化合物、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、フッ素及びその化合物、ホウ素及びその化合物	
助成金額	飲用井戸 : 補助対象経費の2分の1以内(上限 50 万円) 家庭用浄水器: 補助対象経費の2分の1以内(上限 10 万円)	
募集時期・応募方法	随時	
審査方法	書類審査	
助成元	長門市	
問い合わせ先	長門市 生活環境課 環境衛生班 TEL:0837-23-1134 / FAX:0837-23-1135 Mail:kankyo@city.nagato.lg.jp	6 安全な水とトイレを世界中に 

No86	ごみ減量化機器等購入費補助金	
対象	市内に住所を有し、かつ居住している者	
内容・対象事業	家庭から排出される生ごみ及び剪定枝葉の減量化及び再資源化を推進するため、対象機器の購入(市内の販売店で購入)経費の一部を補助します。 対象機器及び補助機数(1世帯当たり) ○電気式生ごみ処理機 1機 ○設置型コンポスト容器 2器 ○ガーデンシュレッダー 1機	
助成金額	購入費の1/2を補助 電気式生ごみ処理機 上限 30,000円 設置型コンポスト容器 上限 3,000円 ガーデンシュレッダー 上限 30,000円	
募集時期・応募方法	随時	
審査方法	書類審査	
助成元	長門市	
問い合わせ先	長門市 生活環境課 廃棄物対策班 TEL:0837-23-1249 / FAX:0837-23-1135 Mail:haikibutsu@city.nagato.lg.jp	11 住み続けられるまちづくりを 

No87	ごみ収納容器等設置整備費補助金	
対象	行政区(自治会)等	
内容・対象事業	地域の美観及び環境保全の観点から生ごみ等を衛生的に集積するために、行政区等が実施するごみステーションにおけるごみ収納容器等の整備に要する経費について補助する。 (要件あり ※お問い合わせください)	
助成金額	・ごみステーション1箇所につき、ごみ収納容器等の設置に要した費用の1/2を補助 (上限5万円)	
募集時期・応募方法	随時	
審査方法	書類審査	
助成元	長門市	
問い合わせ先	長門市 生活環境課 廃棄物対策班 TEL:0837-23-1249 / FAX:0837-23-1135 Mail: haikibutsu@city.nagato.lg.jp	11 住み続けられるまちづくりを 

No88	飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金	
対象	市内に住所を有し、かつ居住している者、猫の適正管理を推進する市内の法人、団体	
内容・対象事業	飼い主のいない猫の増加の抑制を図ること等を目的に、市内に生息する猫の不妊、去勢手術費用の一部を補助します。 手術は、市内の動物病院で行い、V字カットが条件です。	
助成金額	手術費(V字カット含む)の2分の1以内 不妊手術上限1万円、去勢手術上限5,000円 個人(年度内1世帯3匹まで)、法人・団体(年度内上限10万円)	
募集時期・応募方法	随時	
審査方法	書類審査	
助成元	長門市	
問い合わせ先	長門市 生活環境課環境衛生班 TEL:0837-23-1134 / FAX:0837-23-1135 Mail: kankyo@city.nagato.lg.jp	11 住み続けられるまちづくりを  15 陸の豊かさも守ろう 

No89	長門市アウトドア環境保全活動補助金
対象	・2人以上で構成される営利を目的としない団体であること ・宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと ・長門市暴力団排除条例第3条第3号に規定する暴力団員等を構成員に含む団体でないこと ・国及び地方公共団体等から補助金を受けていない団体であること
内容・対象事業	本補助金はジャパンエコトラック下関・美祢・長門ルートの振興・充実を図るため、環境保全活動を行う団体に交付するもので、ジャパンエコトラック下関・美祢・長門ルートのうち別表に定めるルートにおける長門市の区域内で実施する環境保全活動で、その実施範囲がルートの距離にして1,000m以上であるもの。パドリングフィールドにおける当該環境全活動にあつては、当該パドリングフィールドが接する海岸線の距離をもって距離とする。
助成金額	2,000円／1,000m ※1回あたりの補助金の上限額は10,000円とする。
募集時期・応募方法	随時
審査方法	書類審査
助成元	長門市
問い合わせ先	長門市 スポーツ文化交流課スポーツ交流班 TEL:0837-23-1295 / FAX:0837-22-6487 Mail:k.sports@city.nagato.lg.jp 11 住み続けられるまちづくりを  14 海の豊かさを守ろう  15 陸の豊かさも守ろう 

No90	がけ地近接等危険住宅移転事業	
対象	正当な権限をもって危険家屋の移転を行う方	
内容・対象事業	がけ地等の崩壊等により、市民の命に危険を及ぼす恐れのある土砂災害警戒区域等において、危険住宅の移転を行う方に対し補助金を交付する	
助成金額	危険住宅の除去等に要する費用 1戸当たり 975 千円を限度とする 危険住宅に代わる住宅の建設 一戸当たり 4,210 千円(建物 3,250 千円、土地 960 千円)を限度とする ※特殊土壌地帯及び保全人家 10 戸未満の急傾斜地崩壊危険区域については 1 戸当たり 7,318 千円(建物 4,650 千円、土地 2,060 千円、造成費 608 千円)を限度とする	
募集時期・応募方法	随時	
審査方法	書類審査	
助成元	長門市	
問い合わせ先	長門市 建築住宅課 住宅班 TEL:0837-23-1186 / FAX:0837-22-5155 Mail: jutaku@city.nagato.lg.jp	11 住み続けられるまちづくりを 

No91	住宅・建築物土砂災害対策改修事業	
対象	以下のいずれかに該当する方 ・土砂災害特別警戒区域内で建築基準法施行令に規定される既存不適格である居室を有する構築物の所有者であり市税の滞納がない方(※区分所有の場合、区分所有者全員で構成された団体であり、区分所有者全員が市税の滞納がないこと) ・市が適当と認めるもの	
内容・対象事業	土砂災害から市民の生命及び身体を保護するため、土砂災害特別警戒区域内において、住宅及び構築物について土砂災害対策改修を行う方に対し補助金を交付する	
助成金額	土砂災害対策改修に係る工事費の 23%(772 千円を上限とする)	
募集時期・応募方法	随時	
審査方法	書類審査	
助成元	長門市	
問い合わせ先	長門市 建築住宅課 住宅班 TEL:0837-23-1186 / FAX:0837-22-5155 Mail: jutaku@city.nagato.lg.jp	11 住み続けられるまちづくりを 

No92	住宅・建築物耐震化促進事業費補助金	
対象	次項に掲げる事業を行う方で、下記の要件を全て満たす方 ・建物の所有者であること(所有者が実施出来ない場合は、市が認める方とする) ・市税等を滞納していないこと ・国、他の地方公共団体、市の他の補助等の制度の適用を受けていないこと ・過去に本制度を利用していないこと	
内容・対象事業	住宅・建築物の地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを推進するため、住宅・建築物の耐震化を促進する方に対し、下記の事業に対し補助を行う。 (1)木造住宅耐震改修事業 (2)共同住宅耐震診断事業、多数利用建築物耐震診断事業及び緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業 (3)緊急輸送道路沿道建築物耐震改修事業 (4)要緊急安全確認大規模建築物補強設計事業 (5)要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業 (6)ブロック塀等除却事業 ※詳細は「長門市住宅・建築物耐震化促進事業費補助金交付要綱」参照	
助成金額	上記(1)補助率 4/5 以内 限度額 100 万円 上記(2)補助率 2/3 以内 限度額 300 万円 (1,000 ㎡以内、3,670 円/㎡・1,000 ㎡～2,000 ㎡以内、1,570 円/㎡、2,000 ㎡超、1,050 円/㎡) 上記(3) 補助率 2/3 以内 限度額 1,200 万円 上記(4)補助率 2/3 以内 (1,000 ㎡以内、3,110 円/㎡・1,000 ㎡～2,000 ㎡以内、1,330 円/㎡、2,000 ㎡超、890 円/㎡) 上記(5)補助率 23%以内 限度額 51,200 円/㎡ 上記(6)補助率 2/3 以内 限度額 10 万円	
募集時期・応募方法	随時	
審査方法	書類審査	
助成元	長門市	
問い合わせ先	長門市 建築住宅課 住宅班 TEL:0837-23-1186 / FAX:0837-22-5155 Mail:jutaku@city.nagato.lg.jp	



No93	危険空家等除去事業補助金	
対象	所有者等又は自治会等の代表者	
内容・対象事業	適切な管理が行われていない危険な状態にある家屋等の除去を行う方に対して助成を行い、空家等の除去を促進し、良好な生活環境の保全を図る。 【補助対象事業】 特定空家等や管理不全空家等の除却を行うもので、下記に該当しないこと ・申請者の属する世帯の前年所得金額の合計が 250 万円以上の場合 ・申請者が営利事業を営む方、営んでいた方であって、当該建物が営利事業に使用し、使用されていた場合又は本事業を行う事により営利目的に使用できるようになると認められる場合 【補助対象条件】 ・建て替えを目的としないこと（自治会等が公共の用に使用する場合可） ・除却後 5 年間は、家屋等の建設及び土地の譲渡、営利目的では使用しないこと（自治会等が公共の用に使用する場合可） ・自治会等が主体となり除却する場合、自治会等が責任を持って所有者の承諾を得ること ・除却工事は市内に本店所在地がある業者へ発注すること	
助成金額	【200 ㎡未満】 補助対象経費の 1/2 以内 上限 100 万円 【200 ㎡以上 500 ㎡以下】 補助対象経費の 1/2 以内 上限 150 万円	
募集時期・応募方法	随時	
審査方法	書類審査	
助成元	長門市	
問い合わせ先	長門市 建築住宅課 住宅班 TEL:0837-23-1186 / FAX:0837-22-5155 Mail: jutaku@city.nagato.lg.jp	11 住み続けられるまちづくりを 

No94	消火器具格納庫設置補助金	
対象	市内各自治会	
内容・対象事業	火災発生時において、住民の生命、身体及び財産の保護並びに被害の軽減を目的として、地域住民が迅速に初期消火に当れるよう、消火栓設置箇所付近に消火器具格納庫を整備する事業	
助成金額	事業費総額の3分の1以内で1箇所の補助限度額は5万円	
募集時期・応募方法	随時	
審査方法	申請のあった箇所の現地調査	
助成元	長門市	
問い合わせ先	長門市消防本部警防課 TEL:0837-22-9110 / FAX:0837-22-0428	11 住み続けられるまちづくりを 

No95	長門市自主防災組織育成補助金	
対象	以下のすべてを満たす団体 自治会等を単位として、市民が自主的にその地域の防災対策の確立のために結成する自主防災組織	
内容・対象事業	以下のすべてを満たす事業の経費 (1) 設立推進に関する事業 新規設立時の経費 (2) 防災資機材整備に関する事業 防災・救助活動等の実施に要する資機材の購入に係る経費 (3) 防災資機材追加整備に関する事業 防災資機材の追加購入に係る経費の補助 (4) 防災活動経費に関する事業 防災活動に要した経費 (5) 防災備蓄品購入に関する事業 防災備蓄品の購入に係る経費の補助 (6) 防災士資格取得費用の補助	
助成金額	【設立推進に関する事業】 上限 2 万円 【防災資機材整備に関する事業】 上限 13 万円 【防災活動経費に関する事業】 上限 3 万円 【防災士資格取得に関する費用】 資格取得費用の 2/3(上限 8,000 円) 【防災資機材追加整備に関する事業】 追加購入に要した額の 2/3(上限 5 万円) 【防災備蓄品購入に関する事業】 備蓄品購入費の 2/3(上限 5 万円)	
募集時期・応募方法	随時	
審査方法	書類審査	
助成元	長門市	
問い合わせ先	長門市 防災危機管理課 TEL:0837-23-1111 / FAX:0837-23-1233 Mail:bosai@city.nagato.lg.jp	11 住み続けられるまちづくりを  17 パートナシップで目標を達成しよう 

No96	長門市防犯灯設置事業	
対象	以下の規準を満たす場所 ・左右 50 メートル未満の範囲に防犯灯(道路管理者による街灯を含む。)の設置が無いこと ・犯罪発生の危険性があると判断される場所	
内容・対象事業	設置する防犯灯の規格は、20 ワット蛍光灯又は 10 ワット以下の LED 照明器具とする	
助成金額	設置及び維持管理に係る経費の負担は、次のとおりとする。 (1) 設置に係る経費 市 (2) 維持管理費(電気料、電灯の取替えほか修理費及び撤去費) 自治会	
募集時期・応募方法	随時	
審査方法	書類審査	
助成元	長門市	
問い合わせ先	長門市 市民活動推進課 生活安全班 TEL:0837-27-0154 / FAX:0837-22-9077 Mail:anzen01@city.nagato.lg.jp	11 住み続けられるまちづくりを 

No97	長門市防犯灯更新事業費補助金	
対象	既存の LED 防犯灯及び蛍光灯防犯灯等の老朽化等により、更新するために要する経費で、他の補助金等の交付を受けていないものとする。	
内容・対象事業	更新する防犯灯の規格は、10 ワット以下の LED 照明器具とする	
助成金額	予算の範囲内において防犯灯の更新1灯当たり全体経費の 2 分の 1 の額で、20,000 円を上限とする。(1 自治会等当たり 5 灯を限度とする。)	
募集時期・応募方法	随時	
審査方法	書類審査	
助成元	長門市	
問い合わせ先	長門市 市民活動推進課 生活安全班 TEL:0837-27-0154 / FAX:0837-22-9077 Mail: anzen01@city.nagato.lg.jp	

No98	社会教育費補助金交付事業		
対象	社会教育を推進するための事業を行う団体		
内容・対象事業			
	補助対象事業	補助対象経費	補助対象者
	青年団体支援事業	青年団活動に係る経費	長門市三隅青年団
	青少年健全育成団体支援事業	子ども会育成及び指導者養成に係る経費	長門市子ども会育成連絡協議会
		青少年健全育成団体活動に係る経費	長門市青少年育成市民会議
		PTA 活動に係る経費	長門市 PTA 連合会
		ガールスカウト活動に係る経費	ガールスカウト山口県連盟第 9 団
	家庭教育支援事業	家庭教育学級の活動に係る経費	市内幼・保・小・中の家庭教育学級
	婦人団体活動支援事業	婦人会活動に係る経費	長門市連合婦人会
社会教育推進事業	社会教育推進に係る経費	各種団体	
多文化共生事業	多文化共生に係る経費	ながと日本語クラブ	
助成金額	事業に要する経費の一部又は全部		
募集時期・応募方法	随時		
審査方法	書類審査		
助成元	長門市		
問い合わせ先	長門市 地域連携教育推進課 地域連携教育推進班 TEL:0837-23-1259 / FAX:0837-22-3564 Mail: shakyo@city.nagato.lg.jp		

4 質の高い教育を
みんなに

10 人や国の不平等
をなくそう

11 住み続けられる
まちづくりを



No99	スポーツ推進事業補助金交付事業																				
対象	スポーツを推進するための事業を行う団体																				
内容・対象事業	<table><tr><th>補助対象事業</th><th>補助対象経費</th><th>補助対象者</th></tr><tr><td rowspan="4">スポーツ振興事業</td><td>市のスポーツ振興に係る経費</td><td>長門市スポーツ協会</td></tr><tr><td>地域のスポーツ振興に係る経費</td><td>地域スポーツ団体</td></tr><tr><td>長門市スポーツ少年団活動に係る経費</td><td>長門市スポーツ少年団本部</td></tr><tr><td>各種大会開催に係る経費</td><td>各種大会実行委員会等</td></tr><tr><td>我がまちのスポーツ推進事業</td><td>「我がまちのスポーツ」推進に係る経費</td><td>各種団体</td></tr><tr><td>地域スポーツ人口拡大推進事業</td><td>地域スポーツ人口拡大推進に係る経費</td><td>各種団体</td></tr></table>			補助対象事業	補助対象経費	補助対象者	スポーツ振興事業	市のスポーツ振興に係る経費	長門市スポーツ協会	地域のスポーツ振興に係る経費	地域スポーツ団体	長門市スポーツ少年団活動に係る経費	長門市スポーツ少年団本部	各種大会開催に係る経費	各種大会実行委員会等	我がまちのスポーツ推進事業	「我がまちのスポーツ」推進に係る経費	各種団体	地域スポーツ人口拡大推進事業	地域スポーツ人口拡大推進に係る経費	各種団体
補助対象事業	補助対象経費	補助対象者																			
スポーツ振興事業	市のスポーツ振興に係る経費	長門市スポーツ協会																			
	地域のスポーツ振興に係る経費	地域スポーツ団体																			
	長門市スポーツ少年団活動に係る経費	長門市スポーツ少年団本部																			
	各種大会開催に係る経費	各種大会実行委員会等																			
我がまちのスポーツ推進事業	「我がまちのスポーツ」推進に係る経費	各種団体																			
地域スポーツ人口拡大推進事業	地域スポーツ人口拡大推進に係る経費	各種団体																			
助成金額	事業に要する経費の一部又は全部																				
募集時期・応募方法	随時																				
審査方法	書類審査																				
助成元	長門市																				
問い合わせ先	長門市 スポーツ文化交流課 スポーツ交流班 TEL:0837-23-1295/ FAX:0837-22-6487 Mail:k.sports@city.nagato.lg.jp																				

4

質の高い教育を
みんなに

10

人や国の不平等を
なくそう

11

住み続けられる
まちづくりを



No100	文化財保護費補助金交付事業		
対象	文化財保護を推進するための事業を行う団体		
内容・対象事業	【文化財保護】		
	補助対象事業	補助対象経費	補助対象者
	文化財維持管理事業	指定・未指定文化財の維持管理に係る経費	所有者又は管理者
	文化団体活動支援事業	文化財の普及・啓発等の活動に係る経費	市内文化団体
	無形民俗文化財保存事業	指定・未指定無形民俗文化財の保存・伝承に係る経費	指定・未指定無形民俗文化財保存団体
	文化財防災設備支援事業	指定文化財の防災設備に係る経費	所有者又は管理者
	指定文化財保存活用事業	指定文化財の保存活用に係る経費	所有者又は管理者
	無形民俗文化財交流事業	無形民俗文化財保存団体の各種大会出場に係る経費	無形民俗文化財保存団体
助成金額	事業に要する経費の一部又は全部		
募集時期・応募方法	随時		
審査方法	書類審査		
助成元	長門市		
問い合わせ先	長門市 スポーツ文化交流課 文化財保護室 TEL:0837-23-1264 / FAX:0837-22-3700 Mail:bunkazai@city.nagato.lg.jp		



※令和6年度の組織改編に伴い、現行の「長門市社会教育費及び保健体育費補助金交付要綱」を廃止し、新たに「長門市文化財保護費補助金交付要綱」（仮称）を制定する予定。

No101	文化振興事業費補助金交付事業		
対象	文化を振興するための事業を行う団体		
内容・対象事業	補助対象事業	補助対象経費	補助対象者
	文化振興事業	文化振興に係る経費	長門文化協会
			地域文化育成事業実行委員会
			油谷の文化を高める会
			三隅文化団体連絡協議会
助成金額	事業に要する経費の一部又は全部		
募集時期・応募方法	随時		
審査方法	書類審査		
助成元	長門市		
問い合わせ先	長門市 スポーツ文化交流課 文化交流班 TEL:0837-23-1119 / FAX:0837-22-6487 Mail:bunka@city.nagato.lg.jp		4 質の高い教育を みんなに 10 人や国の不平等 をなくそう 11 住み続けられる まちづくりを



No102	全国大会等出場に対する激励費	
対象	以下のすべてを満たす団体 (1) 市内に住所を有する者若しくは市内の学校に通学する者又はこれらの者により構成される団体 (2) 市を含む地域を対象とする予選会又は選考会を経て、国、県又は市を代表して出場資格を得たもの (3) 同一の大会出場につき他の市町から助成金の交付を受けてないこと	
内容・対象事業	激励費交付の対象となる大会 (1) 国際大会又は全国大会 (2) 国等が主催若しくは共催する大会 (3) 市長が特に認める大会	
助成金額	【世界大会】 出場者 1 人につき（国外で開催）／（国内で開催） 3 万円／2 万円 【アジア大会】 出場者 1 人につき（国外で開催）／（国内で開催） 2 万円／1 万円 【全国大会等】 個人での出場者に対しては（1 人につき） 10,000 円 団体での出場に対しては次の表のとおり ・ 2 人まで…2 万円 ・ 3 人～4 人…3 万円 ・ 5 人～6 人…4 万円 ・ 7 人～8 人…5 万円 ・ 9 人～10 人…6 万円 ・ 11 人～12 人…7 万円 ・ 13 人～14 人…8 万円 ・ 15 人～16 人…9 万円 ・ 17 人～18 人…10 万円 ・ 19 人～20 人…11 万円 ・ 21 人以上…12 万円 【小学生以下】 個人出場 1 人につき 5 千円（団体出場については上記表の 2 分の 1 の額）	
募集時期・応募方法	随時	
審査方法	書類審査	
助成元	長門市	
問い合わせ先	【スポーツ関係】 長門市 スポーツ文化交流課 TEL:0837-23-1295 【産業関係】 長門市 産業政策課 TEL:0837-23-1136 【教育関係】 長門市 教育総務課 TEL:0837-23-1257	11 住み続けられるまちづくりを 

No103	全国健康福祉祭ねりんピック出場に対する激励費交付事業		
対象	(1) 市内に住所を有する個人・団体で、予選・選考を経て、山口県の代表として出場資格を得て、全国大会に出場登録された方 (2) 市内に住所を有する個人が他市町村に所在する団体協議チームで出場する方(他市町村から激励費が交付される場合を除く)		
内容・対象事業	「生涯現役社会づくり」の推進を図るため、全国健康福祉祭に出場する個人、団体に対して、その壮途を激励する		
助成金額	対象者 1 人につき 10,000 円 団体競技の選手は、大会要綱による登録人数数により下記を上限としてチームに交付する 3 人以下 20,000 円 / 4 人以上 6 人未満 30,000 円 / 6 人以上 10 人未満 50,000 円 10 人以上 70,000 円 ※全国大会が山口県内で開催される場合は、1/2 の金額		
募集時期・応募方法	随時		
審査方法	書類審査		
助成元	長門市		
問い合わせ先	長門市 高齢福祉課 高齢福祉班 TEL:0837-23-1157 / FAX:0837-22-3680 Mail: korei-fukushi@city.nagato.lg.jp	3 すべての人に健康と福祉を	11 住み続けられるまちづくりを

No104	国際交流事業推進に関する助成事業		
対象	個人及び団体		
内容・対象事業	【補助対象事業】 国際交流を推進するための活動		
助成金額	国際交流に資する活動等に要する旅費の一部		
募集時期・応募方法	随時		
審査方法	書類審査		
助成元	長門市		
問い合わせ先	長門市 観光政策課 観光振興班 TEL:0837-23-1196 / FAX:0837-22-6487 Mail: kanko.s@city.nagato.lg.jp	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを

No105	有害鳥獣被害防止対策事業費補助金		
対象	水田及び畑(樹園地含む)の所有者(使用収益権者含む)		
内容・対象事業	トタン柵、電気柵器、フェンス又は網による防護柵(5年以上使用に耐えるもの)の設置に要する経費を補助する		
助成金額	個人:資材費の20%以内、団体:資材費の50%以内		
募集時期・応募方法	要望調査による		
審査方法	書類審査		
助成元	長門市		
問い合わせ先	長門市 農林水産課 農業振興班 TEL:0837-23-1140 / FAX:0837-22-8458 Mail: nogyo.shinkou@city.nagato.lg.jp	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう

No106	有害鳥獣捕獲奨励事業		
対象	市内で適法に事業を行う団体又は個人		
内容・対象事業	「長門市有害鳥獣捕獲実施要領」第7条に掲げる鳥獣の捕獲の促進を図る		
助成金額	イノシシ 1頭 5,000 円(ジビエ活用の場合 1 頭 6,000 円 補助率 10/10 以内 シカ 1頭 9,000 円(ジビエ活用の場合 1 頭 10,000 円 補助率 10/10 以内 サル 1 頭 26,000 円(大型捕獲柵の場合、単価の変更あり) 補助率 10/10 以内 タヌキ・アライグマ・アナグマ・ハクビシン・ヌートリア 1 頭 3,000 円 補助率 10/10 以内 その他の有害鳥獣 1 頭(羽)1,000 円 補助率 10/10 以内		
募集時期・応募方法	要望調査による		
審査方法	書類審査		
助成元	長門市		
問い合わせ先	長門市 農林水産課 農業振興班 TEL:0837-23-1140 / FAX:0837-22-8458 Mail: nogyo.shinkou@city.nagato.lg.jp	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう

No107	イノシシ捕獲檻設置事業		
対象	市内で適法に事業を行う団体又は個人		
内容・対象事業	イノシシによる農林作物の被害を防止するために以下の事業を行う場合 (1) 金属製の捕獲檻 原則 長さ2.5m 幅1m 高さ1m程度で、5年以上の使用に耐えうるもの		
助成金額	檻の設置費用 1 檻当たり 80,000 円 補助率 10/10 以内		
募集時期・応募方法	要望調査による		
審査方法	書類審査		
助成元	長門市		
問い合わせ先	長門市 農林水産課 農業振興班 TEL:0837-23-1140 / FAX:0837-22-8458 Mail: nogyo.shinkou@city.nagato.lg.jp	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう

No108	狩猟免許新規取得費補助金交付事業	
対象	次に掲げるいずれかに該当する方 (1) 市内に住所を有し、新たに山口県内で第一種銃猟免許を受け、免許を受けた年度内に県内で第一種銃猟の狩猟者登録を受け、かつ長門市有害鳥獣捕獲隊に参加される方 (2) 市内に住所を有し、新たに県内でわな猟免許を受け、免許を受けた年度内に県内のわな猟の狩猟者登録を受け、かつ長門市有害鳥獣捕獲隊に参加される方	
内容・対象事業	鳥獣による農林業被害が深刻化しているため、新たな担い手確保を図り、被害防止に寄与するため、免許取得経費に係る補助金の交付を行う	
助成金額	(1) 25,000 円 (2) 7,500 円	
募集時期・応募方法	随時	
審査方法	書類審査	
助成元	長門市	
問い合わせ先	長門市 農林水産課 農業振興班 TEL:0837-23-1140 / FAX:0837-22-8458 Mail: nogyo.shinkou@city.nagato.lg.jp	8 働きがいも経済成長も 9 産業と技術革新の基盤をつくろう

No109	林業グループ活動助成事業補助金交付事業	
対象	市内を主たる活動の本拠としており、林業技術の向上及び林業経営の発展を目指して自主的な活動を行う団体で、山口県林業研究グループ連絡協議会に加盟している団体	
内容・対象事業	林業の担い手の育成、確保を図り、地域林業の振興に寄与するため、林業グループの活動に対し助成を行う	
助成金額	林業グループが行う事業に対する経費	
募集時期・応募方法	随時	
審査方法	書類審査	
助成元	長門市	
問い合わせ先	長門市 農林水産課 林業振興班 TEL:0837-23-1139 / FAX:0837-22-8458 Mail: nogyo.shinkou@city.nagato.lg.jp	1 貧困をなくそう

No110	単独災害復旧事業補助金交付事業	
対象	公共の災害復旧事業の対象とならない農地又は農業用施設に災害を受けた方	
内容・対象事業	当該年度の災害で、下記に掲げる事業 (1) 農地(田・畑など) (2) 農業用施設(農道・水路など)	
助成金額	(1) 1 施行地区の復旧額が 13 万円以上 40 万円未満であること 補助率 1/3(※1/2) (2) 1 施行地区の復旧額が 13 万円以上 40 万円未満であること 補助率 1/2(※2/3) ()内の補助率は、長門市一市一農場構想において守るべき農地に対して適用する	
募集時期・応募方法	随時	
審査方法	書類審査	
助成元	長門市	
問い合わせ先	長門市 農林水産課 農業振興班 TEL:0837-23-1139 / FAX:0837-22-8458 Mail: nogyo.shinkou@city.nagato.lg.jp	8 働きがいも経済成長も 9 産業と技術革新の基盤をつくろう

No111	農林漁業等振興対策事業に係る補助金交付事業 (ジビエ利用促進事業)		
対象	ジビエ利活用者		
内容・対象事業	ジビエ利活用者が捕獲個体の搬入確認を行い、受け入れた捕獲個体を処理加工した場合に発生する廃棄物の処理経費を補助する		
助成金額	ジビエ活用 1 頭当たり 500 円を上限とする		
募集時期・応募方法	随時		
審査方法	書類審査		
助成元	長門市		
問い合わせ先	長門市 農林水産課 農業振興班 TEL:0837-23-1140 / FAX:0837-22-8458 Mail: nogyo.shinkou@city.nagato.lg.jp	8 働きがいも 経済成長も 	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう 

No112	就農円滑化対策事業補助金交付事業 (新規就農者確保対策事業)		
対象	長門市青年等就農計画認定実施要領に基づき、就農計画の認定を受ける見込みの就農希望者(就農希望者を指導する農家を含む)、又は就農計画の認定を受けた就農者		
内容・対象事業	新たな担い手確保を図るため、都市部からの移住就農希望者に対して現地就農体験に要する経費を支援する		
助成金額	体験者 1 人当たり 12 万 5 千円／月(最長6ヶ月)		
募集時期・応募方法	随時		
審査方法	書類審査		
助成元	長門市		
問い合わせ先	長門市 農林水産課 農業振興班 TEL:0837-23-1139 / FAX:0837-22-8458 Mail: nogyo.shinkou@city.nagato.lg.jp	8 働きがいも 経済成長も 	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう 

No113	就農円滑化対策事業補助金交付事業 (就農前準備研修事業)	
対象	長門市青年等就農計画認定実施要領に基づき、就農計画の認定を受ける見込みの就農希望者(就農希望者を指導する農家を含む)、又は就農計画の認定を受けた就農者	
内容・対象事業	(1) 研修生・指導農家支援 農業経験がなく、生産基盤が脆弱な新規就農希望者に対し、一定期間の研修に要する経費を支援 (2) 山口県農業大学校進学奨励金 山口県立大津緑洋高等学校から山口県農業大学校に進学し、卒業後には市内で就農・就業する計画を持つ者に対し奨励金を支給 (3) 農業インターンシップ等宿泊費補助 山口県農業大学校の学生が市内でインターンシップ等を実施する際、市内における宿泊費を支援	
助成金額	(1) 研修生支援 15 万円以内／月(最長 24 ヶ月) 研修・就農計画が適切であること 指導農家支援 6 万円以内／月(最長 24 ヶ月) (2) 30 万円 在学中に一度支給 (3) 一泊あたり 3,000 円(上限 6 万円)	
募集時期・応募方法	随時	
審査方法	書類審査	
助成元	長門市	
問い合わせ先	長門市 農林水産課 農業振興班 TEL:0837-23-1139 / FAX:0837-22-8458 Mail: nogyo.shinkou@city.nagato.lg.jp	8 働きがいも経済成長も 9 産業と技術革新の基盤をつくろう

No114	就農円滑化対策事業補助金交付事業 (新規就農・就業者フォローアップ事業)	
対象	長門市青年等就農計画認定実施要領に基づき、就農計画の認定を受ける見込みの就農希望者(就農希望者を指導する農家を含む)、又は就農計画の認定を受けた就農者	
内容・対象事業	(1) 新規就農者育成総合対策事業 若年就農者の就農意欲と就農後の定着を図るための支援 (2) 借家賃貸料支援 借家を賃貸する方に対して家賃等を支援 (3) 農地借地料支援 市内の農地を借り受ける方に対して農地借地料等を支援 (4) 奨励金 新たに就農しようとする方に対し給付金を支給 (5) 施設・機械器具整備 経営開始に必要な機械器具等を整備する場合に支援	
助成金額	(1) 150 万円以内／年(最長 3 年) ※以下の要件の全てを満たす方 ア)独立・自営就農時の年齢が、原則 49 歳未満であること イ)独立・自営就農であること ウ)市が作成する人・農地プラン又は地域計画に位置付けられていること 他 (2) 3 万円以内／月(最長 36 ヶ月) 就農・就業を目的とした市外からの転入者 (3) 10a当たり 5 千円／年(上限 50a)(最長 36 ヶ月) 就農を目的とした市外からの転入者 (4) 30 万円／1 人(1 家族) 就農を目的とした市外からの転入者 (5) 新規就農者 上限 50 万円(認定新規就農者等で 65 歳未満の方) 補助率 1/2 ※農業後継者(親と同居)の場合、補助率 1/3	
募集時期・応募方法	随時	
審査方法	書類審査	
助成元	長門市	
問い合わせ先	長門市 農林水産課 農業振興班 TEL:0837-23-1139 / FAX:0837-22-8458 Mail: nogyo.shinkou@city.nagato.lg.jp	8 働きがいも経済成長も 9 産業と技術革新の基盤をつくろう

No115	繁殖雌牛導入事業費補助金交付事業		
対象	下記の要件を満たし、選定された方 (1) 繁殖雌牛を現に飼養している方又は農業後継者又は和牛生産に特に意欲を有する (2) 繁殖雌牛を飼養するための良質粗飼料の確保が可能であること (3) 繁殖雌牛に飼養管理に要する経費の負担が可能であること (4) 繁殖雌牛の飼養管理に適する環境を整えていること (5) 肉用牛繁殖経営の中核農家として、地域への多頭飼養普及効果が見込まれること		
内容・対象事業	公の市場から購入し、消費税及び購買者手数料等を除く金額が 40 万円以上の黒毛和種繁殖雌牛とする(妊娠牛は補助対象外)		
助成金額	購入金額の 1/3 以内(上限 40 万円)		
募集時期・応募方法	要望調査による		
審査方法	書類審査		
助成元	長門市		
問い合わせ先	長門市 農林水産課 農業振興班 TEL:0837-23-1140 / FAX:0837-22-8458 Mail:nogyo.shinkou@city.nagato.lg.jp	8 働きがいも 経済成長も 	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう 

No116	優良繁殖雌牛保留助成事業費補助金交付事業		
対象	市内において繁殖雌牛を飼育する個人及び法人で、下記の要件を満たし、選定された方 (1) 5 年後に 3 頭以上増頭する計画があり、達成の見込みがあること (2) 繁殖雌牛を増頭する為の粗飼料等の確保、飼養管理に係る経費の負担が可能なこと (3) 肉用牛繁殖経営の中核農家として、地域への多頭飼養普及効果が見込まれること		
内容・対象事業	優良繁殖雌牛導入事業で生産された産子の自家保留を行い、繁殖基礎牛として一定期間適正に飼養管理をおこない、和牛の改良増殖を促進する 【対象】 保留の年度の 2 月 1 日時点において、子牛登記を有する 8 ヶ月以上 20 ヶ月未満の繁殖用雌牛で、遺伝的不良形質をもたないと認められるもの		
助成金額	—		
募集時期・応募方法	毎年度 2 月末日まで		
審査方法	書類審査		
助成元	長門市		
問い合わせ先	長門市 農林水産課 農業振興班 TEL:0837-23-1140 / FAX:0837-22-8458 Mail: nogyo.shinkou@city.nagato.lg.jp	8 働きがいも 経済成長も 	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう 

No119	新規漁業就業者定着促進事業費補助金交付事業 (新規漁業就業者定着支援事業)		
対象	(1)～(3)全てに該当する方 (1) 事業開始時点において原則 18 歳以上 50 歳未満である者 (2) 漁業経験がなく、漁業技術の習得が困難な環境にある者 (3) 事業完了後、1 年以内に漁業経営を開始することが確実と認められる者		
内容・対象事業	事業主体(漁業協同組合など)は、漁業技術が未熟な新規漁業就業希望者に対して、就業に必要な技術、知識等を修得させるため、長期漁業技術研修を行い、受講する者に対して研修支援費を支援する (1) 研修期間は 1 カ月を越え 2 年以内(原則 2 年間) (2) 1 カ月に必要な研修日数は、原則として 20 日以上とする		
助成金額	研修生 1 人につき、1 月当たり 15 万円 研修生が親と同居する場合の支援費は、研修生 1 人につき、1 月当たり 10 万円		
募集時期・応募方法	要望調査による		
審査方法	書類審査		
助成元	長門市		
問い合わせ先	長門市 農林水産課 水産振興班 TEL:0837-23-1145 / FAX:0837-22-8458 Mail: suisan.shinkou@city.nagato.lg.jp		

No120	新規漁業就業者定着促進事業費補助金交付事業 (経営自立化支援事業)																	
対象	平成 27 年 4 月 1 日以降に経営を開始して 1 年を経過しない方で、下記に該当する方 (1) 山口県漁業就業者確保支援センターが実施する長期漁業技術研修(2 年以上)を終了し、研修後 1 年以内に経営を開始した方 (2) 研修未実施の漁家子弟で、漁業従事期間が 1 年以上 3 年未満で、45 歳未満の方																	
内容・対象事業	事業主体(漁業協同組合など)は、対象者に対して支援金の支給を行い、期間は 3 年以内																	
助成金額	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th><th colspan="3">支給期間</th></tr> <tr> <th>1 年目</th><th>2 年目</th><th>3 年目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月額支給限度額</td><td>125,000 円</td><td>100,000 円</td><td>75,000 円</td></tr> <tr> <td>年間支給限度額</td><td>1,500,000 円</td><td>1,200,000 円</td><td>90,000 円</td></tr> </tbody> </table>			区 分	支給期間			1 年目	2 年目	3 年目	月額支給限度額	125,000 円	100,000 円	75,000 円	年間支給限度額	1,500,000 円	1,200,000 円	90,000 円
区 分	支給期間																	
	1 年目	2 年目	3 年目															
月額支給限度額	125,000 円	100,000 円	75,000 円															
年間支給限度額	1,500,000 円	1,200,000 円	90,000 円															
募集時期・応募方法	要望調査による																	
審査方法	書類審査																	
助成元	長門市																	
問い合わせ先	長門市 農林水産課 水産振興班 TEL:0837-23-1145 / FAX:0837-22-8458 Mail: suisan.shinkou@city.nagato.lg.jp																	

No121	IoT等活用農業推進事業費補助金交付事業		
対象	市内の農業者及び農業者の組織する団体(農業法人を含む)		
内容・対象事業	ロボット、AI、IoT、センシング技術、ドローン等先端技術による農業の省力化、高品質化及び安定生産化を図る事業		
助成金額	IoT等活用農業を行うためのシステム導入経費の一部を補助 (新規就農者等…補助率 1/2、上限 150 万円 その他農業者…補助率 1/3、上限 100 万円)		
募集時期・応募方法	随時		
審査方法	書類審査		
助成元	長門市		
問い合わせ先	長門市 農林水産課 農業振興班 TEL:0837-23-1239 / FAX:0837-22-8458 Mail: nogyo.shinkou@city.nagato.lg.jp	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう

No122	ながと市産木材サプライチェーン構築事業補助金交付事業		
対象	住宅の新築・改築・増築を行う市民		
内容・対象事業	次の要件を満たし、市内に事業所を置く工務店が施工した、市内に建築された住宅 新築 ほぼすべての管柱に市産材を使用し、内装材に市産材を 10 m ² 以上使用した住宅 改築及び増築 内装材に市産材を 10 m ² 以上使用した住宅		
助成金額	新築: 上限 50 万円、改築及び増築: 上限 20 万円		
募集時期・応募方法	随時		
審査方法	書類審査		
助成元	長門市		
問い合わせ先	長門市 農林水産課 林業振興班 TEL:0837-23-1142 Mail: ringyo.shinkou@city.nagato.lg.jp	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任 つかう責任

No123	農業次世代人材雇用促進事業		
対象	市内の農業者・集落営農団体・農地所有適格法人		
内容・対象事業	農業における次世代人材の雇用を促進する取り組みとして、新規雇用のための求人サイト活用に必要経費		
助成金額	補助率 1/2 (1月あたり 50,000 円を上限とし、1年度につき 4 箇月以内)		
募集時期・応募方法	毎年度 2 月末日まで		
審査方法	書類審査		
助成元	長門市		
問い合わせ先	長門市 農林水産課 農業振興班 TEL:0837-23-1237 / FAX:0837-22-8458 Mail: nogyo.shinkou@city.nagato.lg.jp	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう

No124	スマート農業お試し事業費補助金		
対象	人・農地プランに位置付けられた中心経営体		
内容・対象事業	スマート農業を農業者等が試しに実践するための経費 ○直播・防除等ドローンお試しプラン ○水位センサー レンタル料		
助成金額	定額(上限 30 万円)		
募集時期・応募方法	随時		
審査方法	書類審査		
助成元	長門市		
問い合わせ先	長門市 農林水産課 農業振興班 TEL:0837-23-1239 / FAX:0837-22-8458 Mail: nogyo.shinkou@city.nagato.lg.jp	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう

No125	有機農業等推進事業費補助金		
対象	市内の農業者及び農業者の組織する団体(農業法人を含む)		
内容・対象事業	(1)有機JAS認証のための経費 (2)有機農業の特化した機械導入経費		
助成金額	(1)補助率 1/2、上限 10 万円 (2)補助率 1/2、上限 100 万円		
募集時期・応募方法	随時		
審査方法	書類審査		
助成元	長門市		
問い合わせ先	長門市 農林水産課 農業振興班 TEL:0837-23-1237 / FAX:0837-22-8458 Mail: nogyo.shinkou@city.nagato.lg.jp	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう

No126	長州ながと和牛生産基盤構築事業費補助金		
対象	市内の畜産農業者(農業法人を含む)		
内容・対象事業	(1)市内産素牛を購入し、1年間適正飼養管理を行った場合 (2)「長州ながと和牛」として出荷した場合		
助成金額	(1)1 頭当たり3万円 (2)1 頭当たり5万円		
募集時期・応募方法	随時		
審査方法	書類審査		
助成元	長門市		
問い合わせ先	長門市 農林水産課 農業振興班 TEL:0837-23-1237 / FAX:0837-22-8458 Mail: nogyo.shinkou@city.nagato.lg.jp	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう

No127	ながと産いちごブランド化推進事業費補助金		
対象	長門大津いちご部会に属するいちご生産者2名以上で構成し、長門産いちごのブランド化（品種の統一等）や生産量拡大のための計画を有する団体		
内容・対象事業	(1) 団体構成員の生産量を3年以内に10%以上拡大する計画を有する場合、必要な施設改修・更新等に要する経費 (2) いちご加工品開発に係る経費 (3) ながと産いちごの PR に要する経費 (4) ブランド化のための先進地視察等に要する経費 (5) その他計画実施に要する経費		
助成金額	補助率 1/2、上限 200 万円		
募集時期・応募方法	随時		
審査方法	書類審査		
助成元	長門市		
問い合わせ先	長門市 農林水産課 農業振興班 TEL:0837-23-1139 / FAX:0837-22-8458 Mail:nogyo.shinkou@city.nagato.lg.jp	8 働きがいも 経済成長も 	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう 